

第2期益田市 子ども・子育て支援事業計画

2020年(令和2年)3月

益田市

はじめに

本市では、平成28年3月、「第5次益田市総合振興計画後期基本計画」を策定し、市民の一人ひとりがまちづくりの主演として活躍し、人も地域も輝けるまちの実現を目指し、取組を進めてまいりました。

しかし、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

また、ライフスタイルの多様化により、未婚化・非婚化の進行だけでなく、晩婚化・晩産化も進行し、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づき、益田市が取り組むべき方策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進するため、平成27年3月に、「第1期益田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画については、5年間の計画期間となっており、「第5次益田市総合振興計画後期基本計画」や関連する分野別の計画との整合性や連携を図り、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくための基本的な方向性を定めたものとなっております。

この度、第1期の取り組み状況等も踏まえ、さらに充実を図るため「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

なお、本計画については、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された環境に関する国際的合意である「持続可能な開発目標（SDGs）」の一端を担う計画と位置付けております。

この、SDGsという国際的で客観的な目標を活用することにより、広い視野の中で課題の明確化、市民・事業者・行政における協働の加速化を推進してまいります。

市民・事業者のみなさまには、本計画の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました益田市子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、計画策定に御尽力いただきました関係者のみなさまに対しまして、厚くお礼申し上げます。



益田市長 山本浩章

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	4
第2章 益田市の現状と課題	6
1 益田市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
（1）総人口・年齢区分別人口の推移と予測	6
（2）子ども・子育て対象人口の推移と予測	7
（3）出生数	7
（4）婚姻件数・婚姻率	8
（5）女性就業率の推移	8
（6）男性未婚率	9
（7）女性未婚率	9
2 アンケート調査結果にみる本市の特徴	10
（1）調査の概要	10
（2）主要調査結果	10
3 第1期計画の評価と第2期に向けての課題	16
基本目標1 地域における子育てへの支援	16
基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供	19
基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備	20
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 計画の基本的な視点	23
3 基本目標	24
第4章 基本目標に沿った施策の展開	26
1 計画の体系	26
2 施策の展開	27
第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保	36
1 教育・保育の提供区域の設定	36
2 定期的な教育・保育事業	36
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	38
第6章 計画の推進体制	46
1 計画の推進体制	46

2	計画の点検・評価	46
	資料編	47
1	アンケート調査結果の抜粋	47
	◆子育て環境	47
	◆土曜日、日曜日・祝日の定期的な幼稚園・保育所等のサービス利用意向（就学前）	48
	◆長期休業中の教育・保育の利用意向について（現在、幼稚園を利用している人のみ）	48
	◆土曜日、日曜日・祝日等での放課後児童クラブ等の利用意向（就学前 5歳以上）	49
	◆地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前）	50
	◆不定期の幼稚園・保育所等のサービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について	51
2	益田市附属機関設置条例（抜粋）	53
3	益田市子ども・子育て会議設置規則	54
4	委員名簿	55
5	用語解説	56
6	子育て支援関連事業一覧	58
7	推計人口表	64

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

国においては、平成24年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)を計画期間とする「益田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、益田市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定など、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった、さらなる子育て支援に取り組むことが求められます。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第1期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

なお、本計画については、「持続可能な開発目標(SDGs:エスディー・ジーズ)」の考え方を活用し、経済・社会・環境の3つの側面がバランスよく達成されることを目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

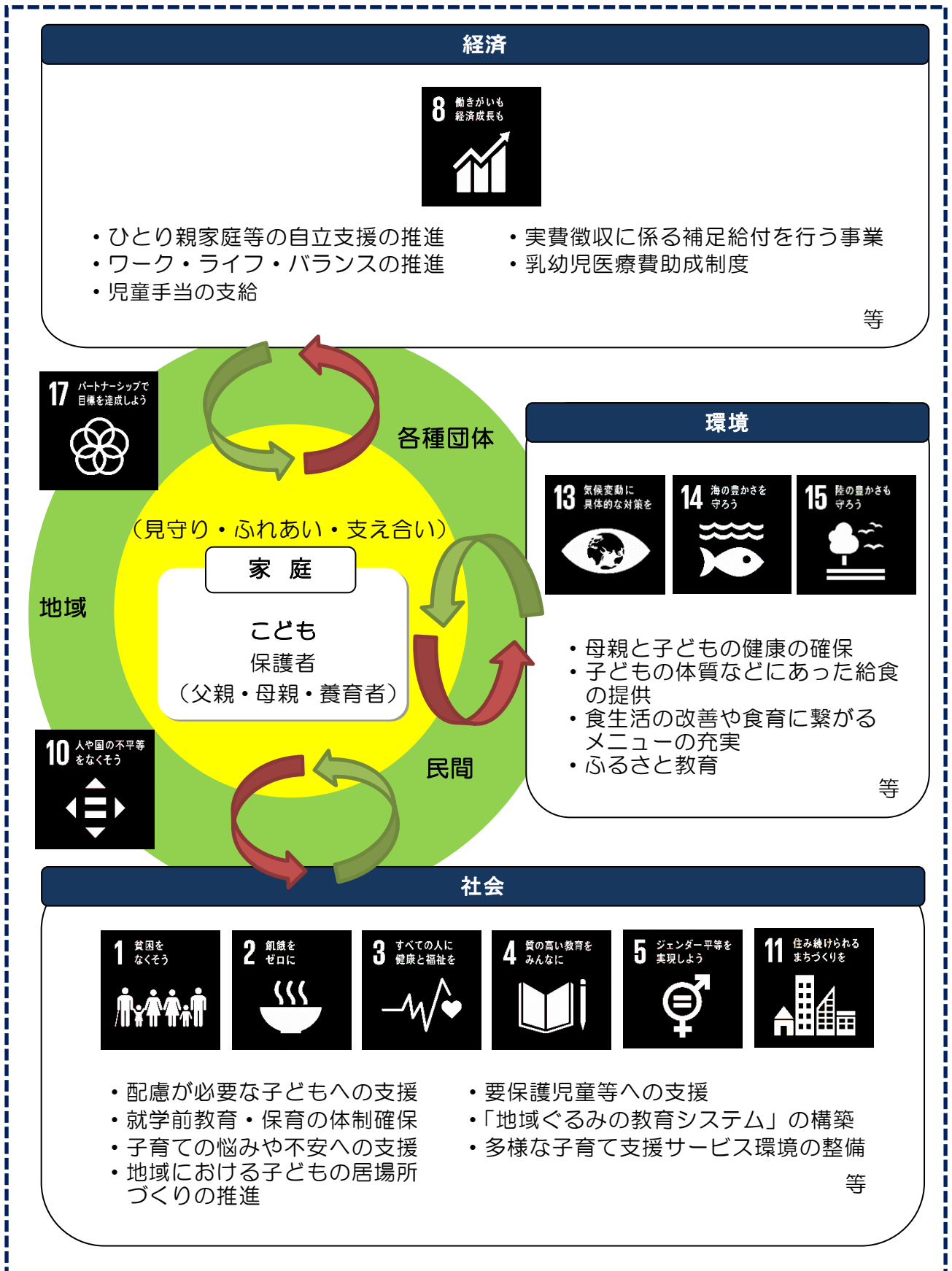
世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標(SDGs)

資料: 国際連合広報センター

■SDGs 達成を意識した官民連携による新たな地域づくり（イメージ）■



SDGsでは、17のゴール(目標)が掲げられており、本計画において関わりの深い目標の考え方を取り入れ、広い視野の中で課題を明確にし、計画の進捗や達成状況の可視化を図ることとしています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

さらに、本計画は、「益田市総合振興計画」の個別計画として位置付け、「益田市障がい者基本計画」「益田市障がい福祉計画」「益田市障がい児福祉計画」「益田市男女共同参画計画」「益田市食育推進計画」などの各分野別計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

(4) 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき概ね18歳未満とします。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、1975年(昭和50年)に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、2017年(平成29年)時点において1.43となっています。

子育てに関連する法律についてみると、2005年(平成17年)から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、2012年(平成24年)8月に制定された子ども・子育て関連3法により2015年度(平成27年度)から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、2015年度(平成27年度)から子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、国では2014年(平成26年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、2014年(平成26年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

2020年(令和2年)4月には、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」が改正されました。

これらを踏まえた第2期事業計画の策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

基本指針の改正について

■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。
(第二の一関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二 2(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者

等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二 2(二)(1)関係)

- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。(第三の三 2(三)関係)
- ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四 6(四)関係)
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3関係)

■幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)

■平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。

- ・平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 6(一)・(二)関係)

■新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

【国の目標 2019 年(令和元年)～2023 年(令和 5 年)】

- ①放課後児童クラブについて、2021 年度(令和 3 年度)末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度(令和 5 年度)末までに計約 30 万人分の受け皿を整備(約 122 万人⇒約 152 万人)
- ②全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万か所以上で実施することを目指す。
- ③両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

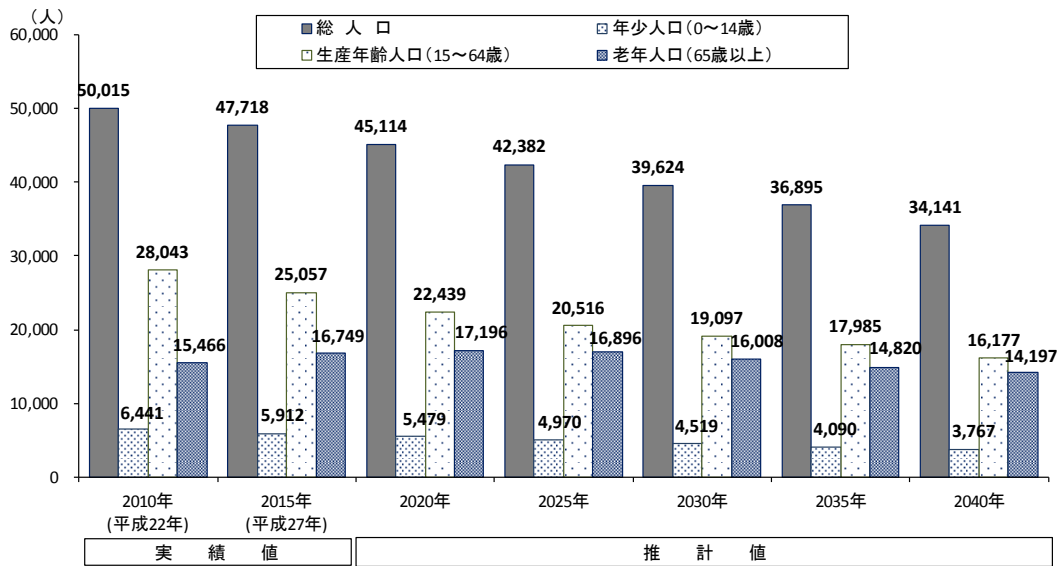
第2章 益田市の現状と課題

1 益田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

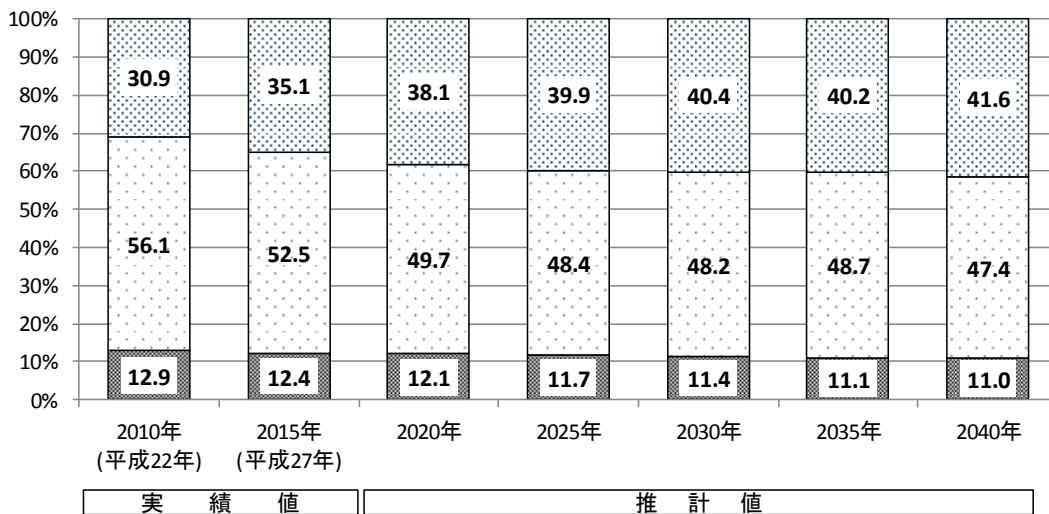
- 本市の総人口は、平成30年度末には46,532人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は一貫して減少し、また、65歳以上の老年人口は2020年をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 2040年には高齢化率が41.6%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

□老年人口(65歳以上) □生産年齢人口(15~64歳) ■年少人口(0~14歳)

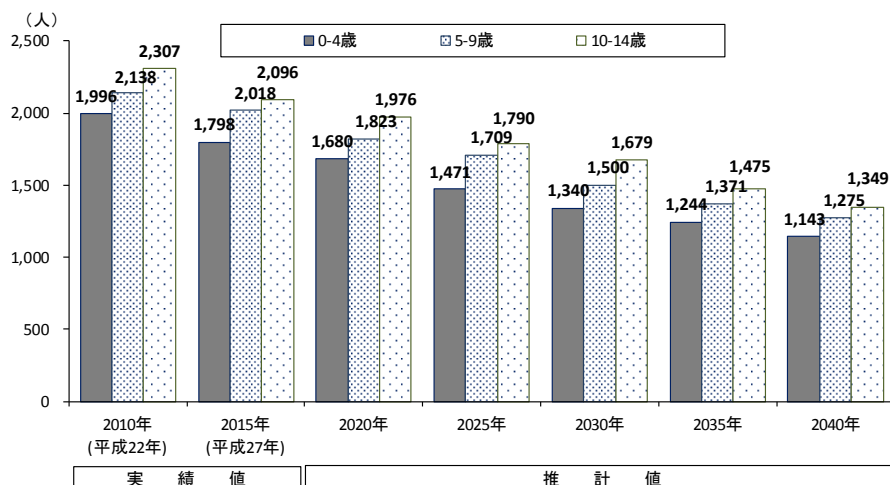


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の平成30年度末の0～4歳人口は1,654人、5～9歳人口は1,943人、10～14歳人口は2,051人ですが、3つの年代ともにその後は一貫して減少すると推計されています。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■

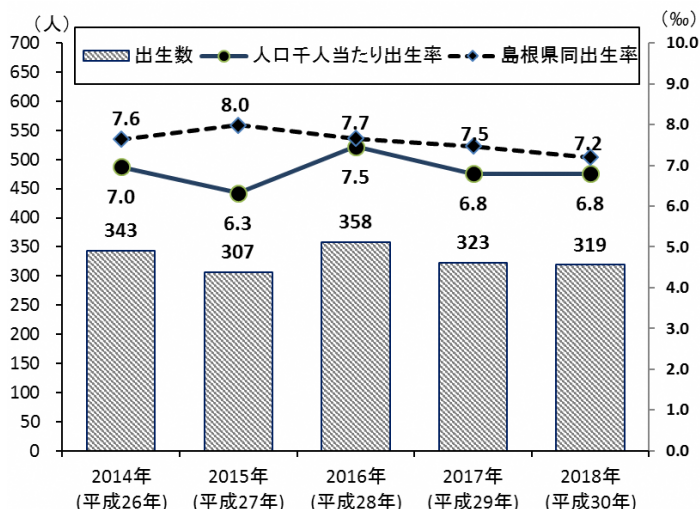


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本市の出生数は、平成26年は343人で、その後増減を繰り返しながら平成30年の319人に減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成26年は7.0‰で、その後増減し、平成28年の7.5‰をピークに平成30年の6.8‰に減少しています。各年ともに島根県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■



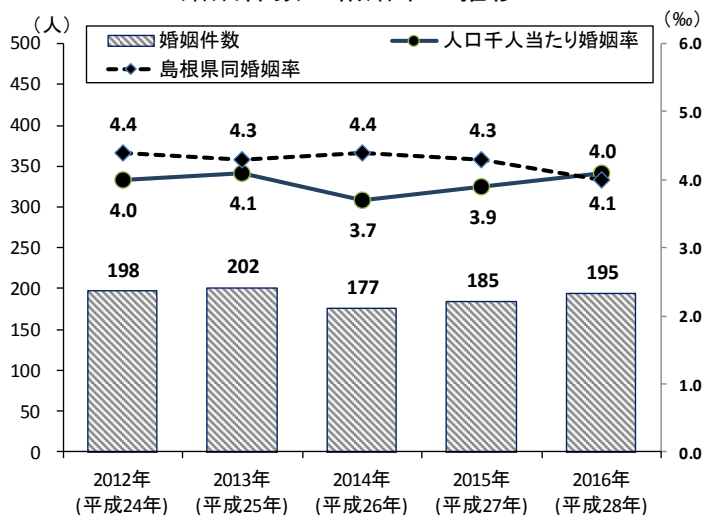
※「‰」(パーミル)は1,000分の1を示す単位です

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、平成 24 年の 198 件から平成 28 年の 195 件に増減しながら推移しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、おおむね 4.0‰前後で推移しています。各年ともに島根県に比べると低くなっていますが、平成 28 年は同県をわずかに上回っています。

■ 婚姻件数・結婚率の推移 ■



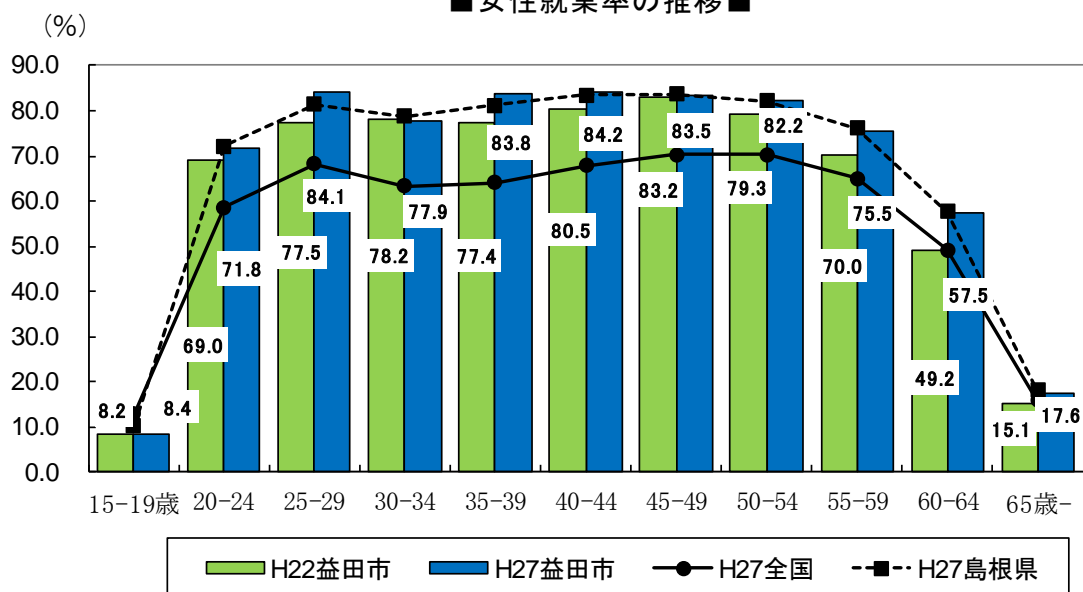
※「‰」(パーミル)は 1,000 分の 1 を示す単位です

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(5) 女性就業率の推移

- 平成 22 年から平成 27 年にかけて、20 歳以上の年代は、30-34 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。
- 特に 25-29 歳、35-39 歳は特に増加幅が大きくなっています。

■ 女性就業率の推移 ■

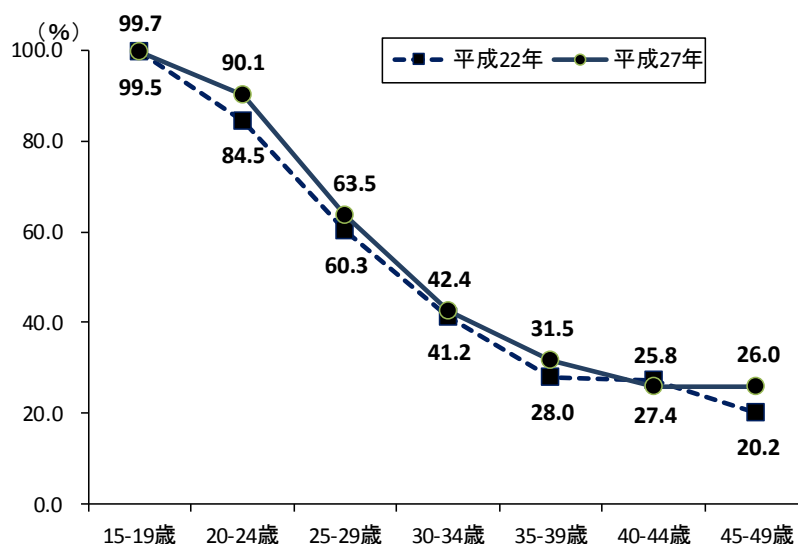


資料:国勢調査

(6) 男性未婚率

●本市の男性未婚率は、平成22年では20-24歳で84.5%ですが、45-49歳では20.2%となっています。平成27年では20-24歳で90.1%ですが、45-49歳では26.0%となっています。晩婚化、未婚増が進んでいます。

■ 男性未婚率の推移 ■

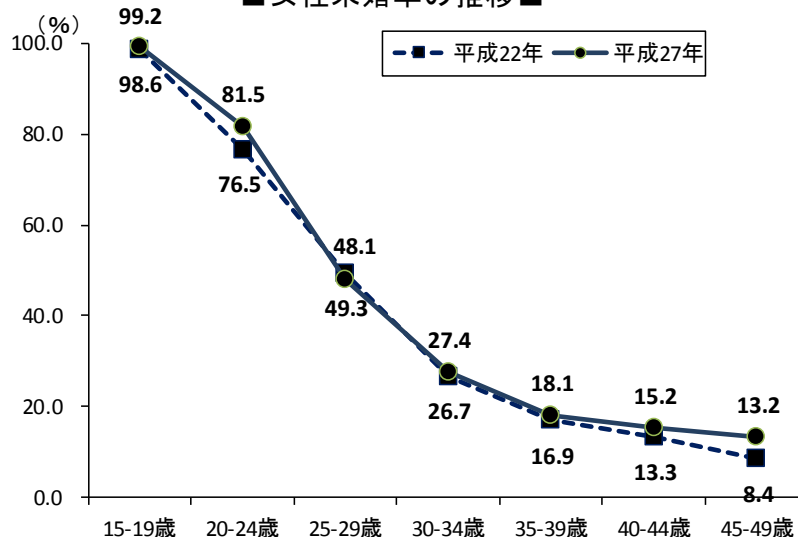


資料:国勢調査

(7) 女性未婚率

●本市の女性未婚率は、平成22年では20-24歳で76.5%ですが、45-49歳では8.4%となっています。平成27年では20-24歳で81.5%ですが、45-49歳では13.2%となっています。晩婚化、未婚増が進んでいます。

■ 女性未婚率の推移 ■



資料:国勢調査

2 アンケート調査結果にみる本市の特徴

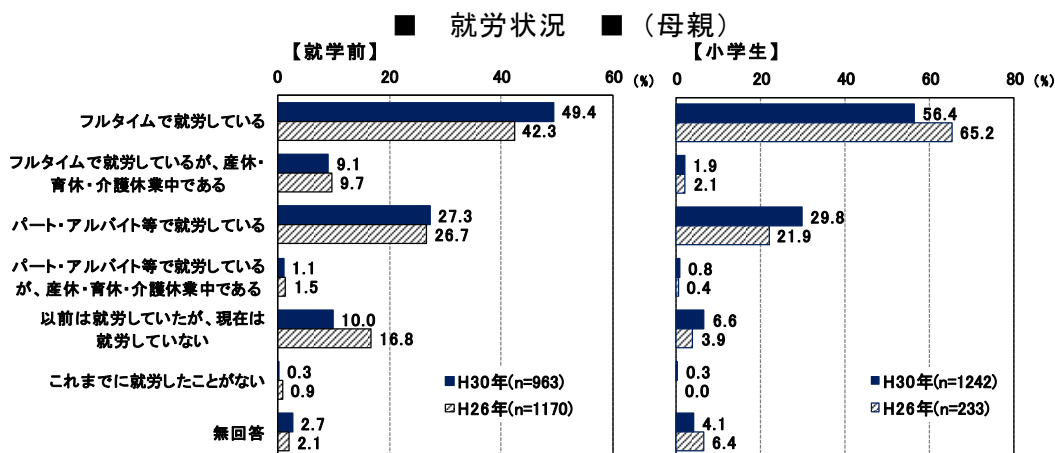
(1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	市で支給認定している就学前児童約 1,800 人の保護者と市で支給認定していない就学前児童約 300 人の保護者を住民基本台帳より抽出し、計 2,100 人を対象としました。 なお、対象となる就学前児童が 2 人以上いる世帯の場合は、年齢の低い児童を対象としました。	小学校就学児童の保護者約 2,400 人を対象者としてしました。 なお、対象となる就学前児童が 2 人以上いる世帯の場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2.調査方法	①各施設での直接配布・回収 ②郵送による配布・回収 ③インターネットによる回答	①各学校での直接配布・回収 ②インターネットによる回答
3.調査期間	平成 30 年 12 月	平成 30 年 12 月
4.回収状況	配布数 1,690 (前回 1,900) 回収数 963 (前回 1,170) 回収率 57.0% (前回 61.6%)	配布数 1,756 (前回 379) 回収数 1,242 (前回 233) 回収率 70.7% (前回 61.5%)

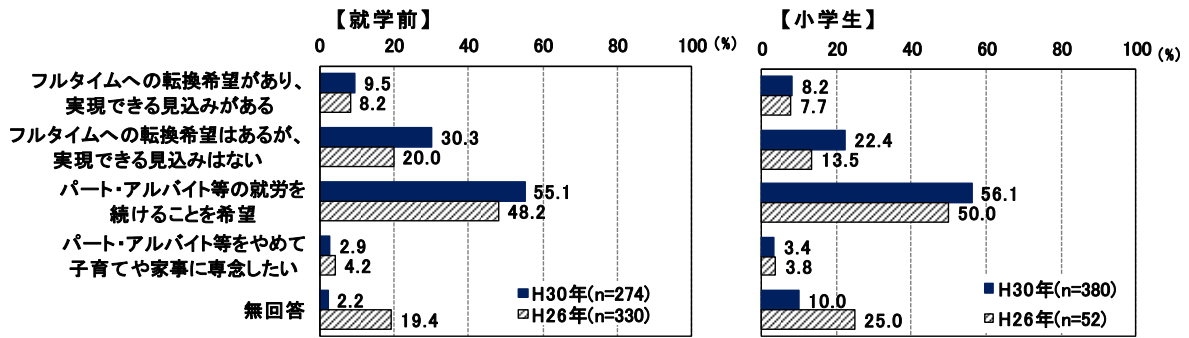
(2) 主要調査結果

① 母親の就労状況

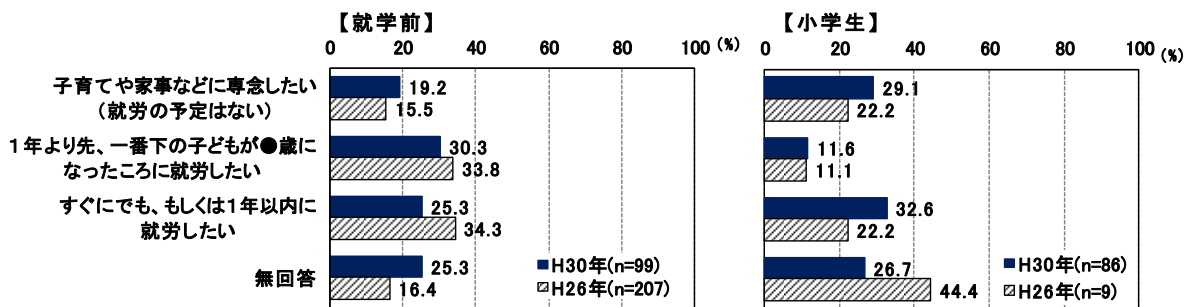
母親の就労状況を見ると、就学前では、「フルタイムで就労している」が 42.3%から 49.4%に、7.1 ポイント増加しています。その一方で、小学生では、「フルタイムで就労している」が 65.2%から 56.4%に 8.8 ポイント減少し、「パート・アルバイト等で就労している」が 21.9%から 29.8%へ 7.9 ポイント増加しています。



■ パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望 ■ (母親)



■ 現在就労していない人の就労意向 ■ (母親)

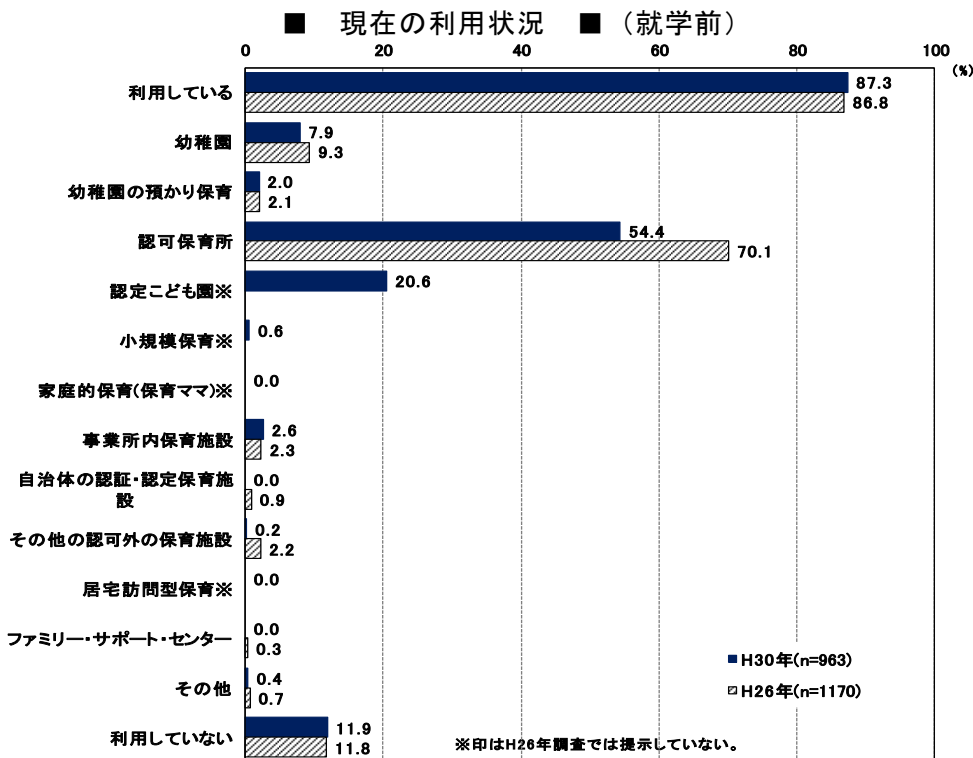


② 平日の定期的な幼稚園・保育所等のサービスの利用状況

[現在の利用状況]

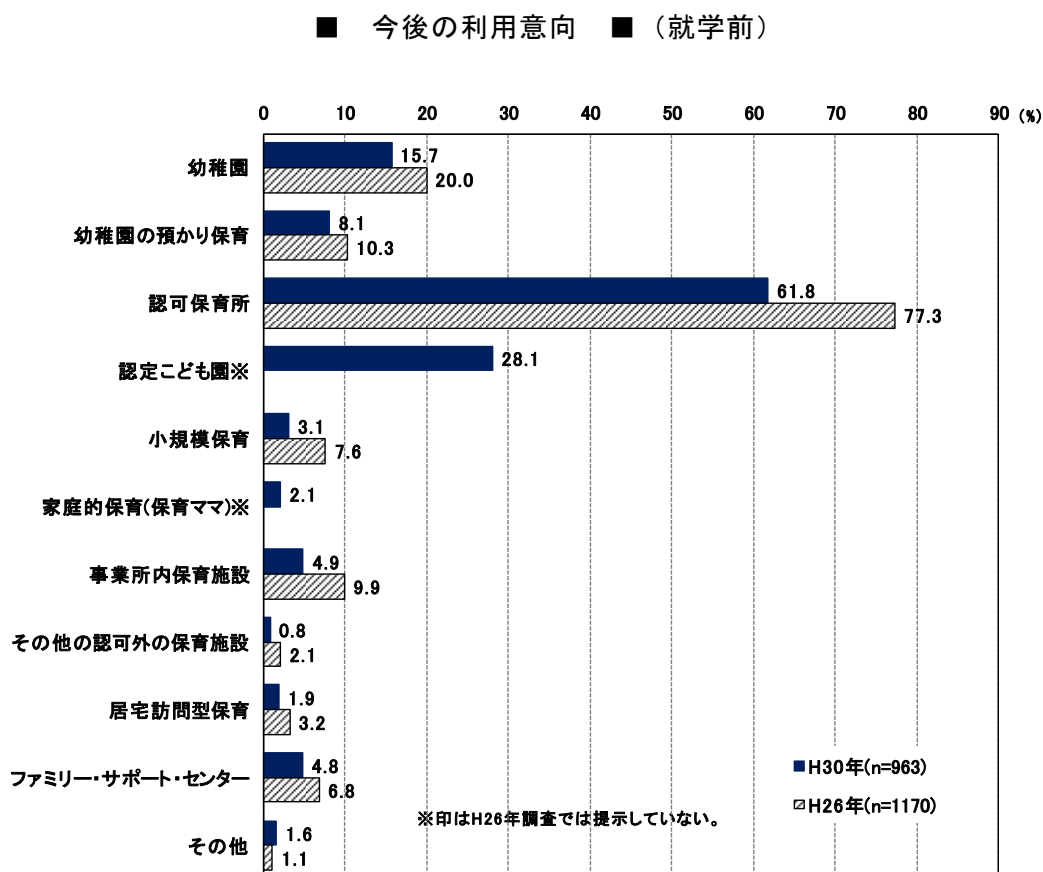
現在、平日の定期的な幼稚園・保育所等のサービスを利用しているのは、87.3%で、前回(86.8%)と同水準にあります。

その内容をみると、認可保育所が70.1%から54.4%に減少し、新たな「認定こども園」が20.6%となっています。「幼稚園」については、前回から大きな変化はみられません。



[今後の利用意向]

平日の定期的な幼稚園・保育所等のサービスについて、今後の利用意向をみると、前回に比べて、「認可保育所」が減少し、「認定こども園」が多くなっています。「幼稚園」は、前回から若干減少気味です。



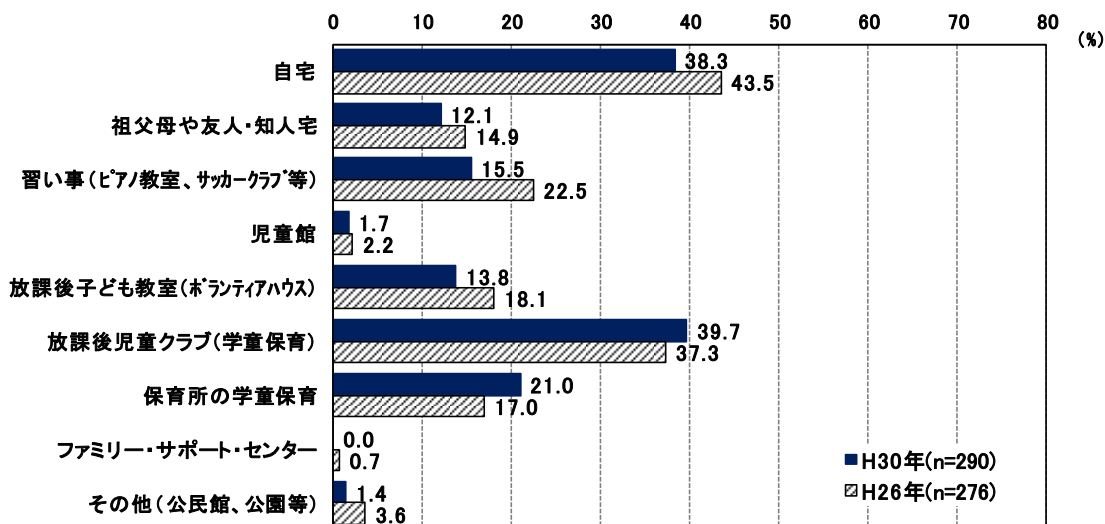
③ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前 5歳以上）

就学前児童が小学校就学後、小学校低学年（1～3年生）の時の放課後（平日の小学校終了後）の時間帯の過ごさせ方についてみると、前回に比べて、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「保育所の学童保育」は若干増加し、「放課後子ども教室（ボランティアハウス）」は若干減少しています。

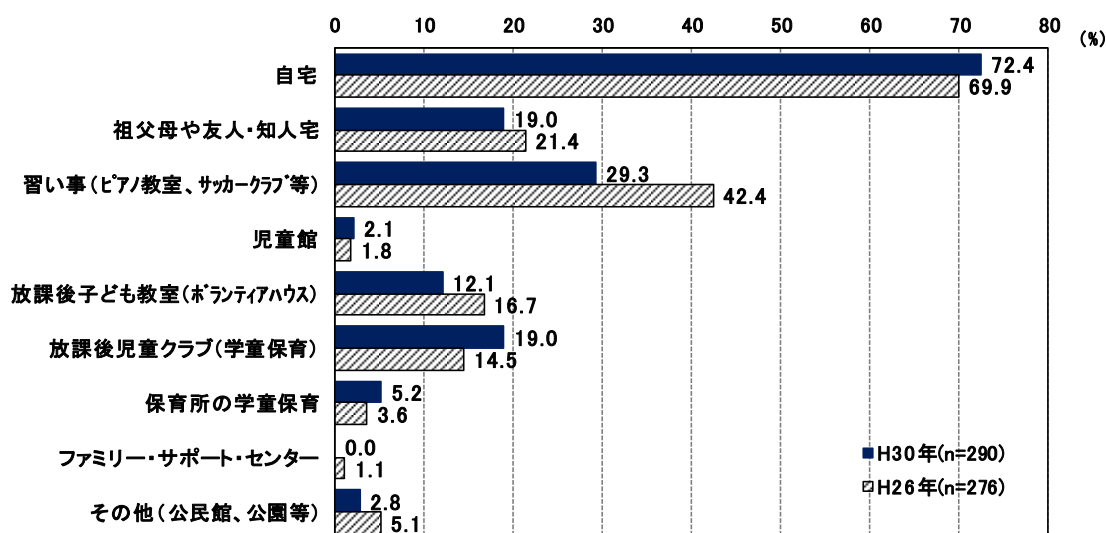
小学校就学後の小学校高学年（4～6年生）になった時も、前回に比べて、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「保育所の学童保育」は若干増加し、「放課後子ども教室（ボランティアハウス）」は若干減少しています。

また、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ等）」は、低学年でも、高学年でも減少しています。

■ 小学校低学年（1～3年生）時の過ごし方 ■



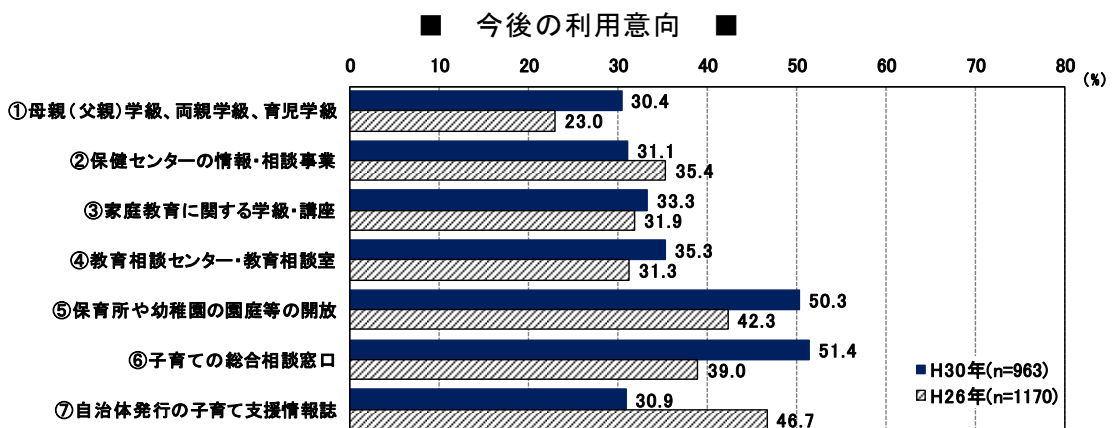
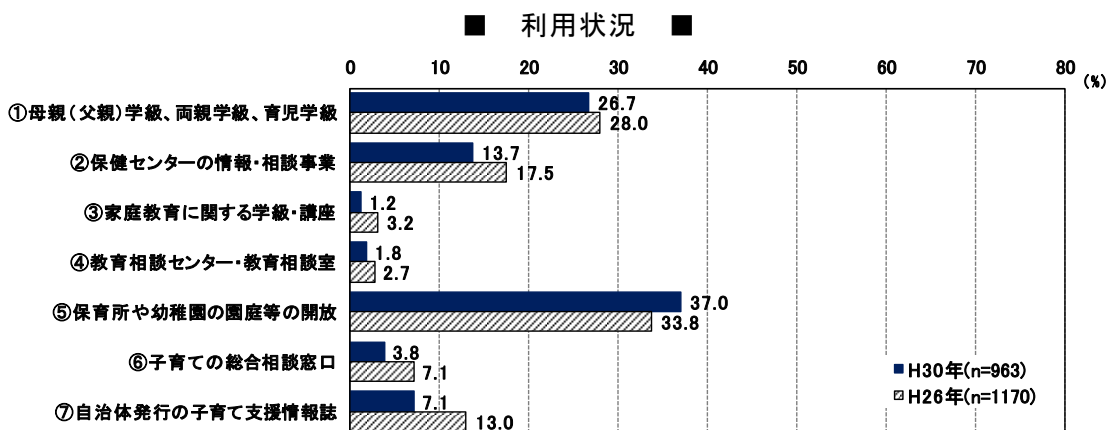
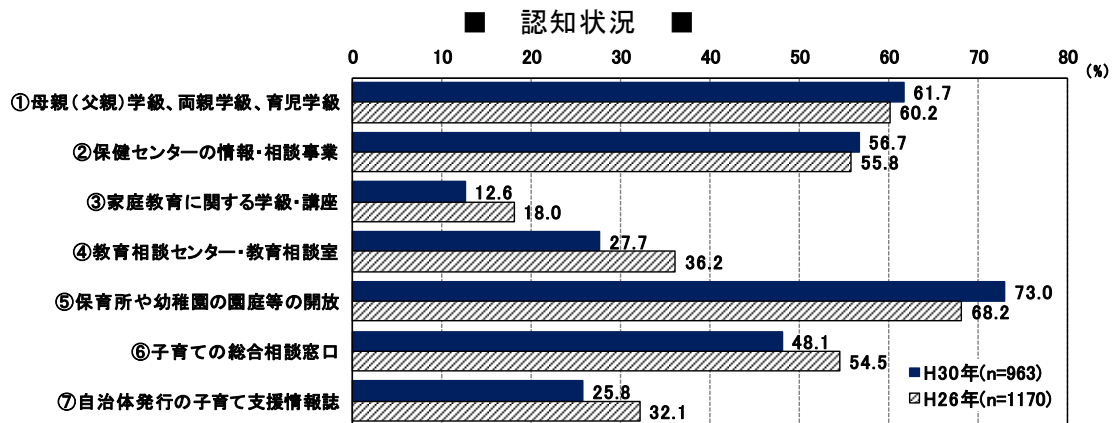
■ 小学校高学年（4～6年生）時の過ごし方 ■



④ 各種子育て支援事業の認知、利用、利用意向（就学前）

各種子育て支援事業の認知状況については、「④教育相談センター・教育相談室」「⑥子育ての総合相談窓口」の認知率が前回に比べて減少している点が気になります。

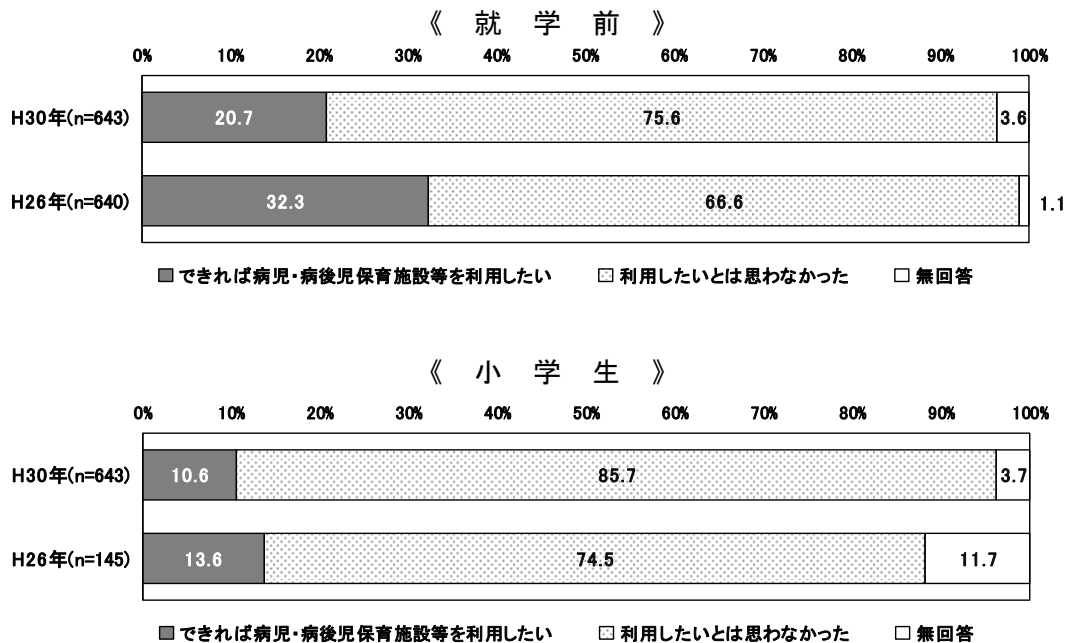
今後の利用意向では、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」や「⑥子育ての総合相談窓口」の利用意向が増加しており、「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」の利用意向は減少しています。



⑤ 病気やけがの際の対応について（就学前で平日の教育・保育利用者、小学生）

病児・病後児保育施設の利用意向は、就学前が32.3%から20.7%へ、小学生が13.6%から10.6%へ、いずれも前回に比べて減少しています。

■ 病児・病後児保育施設等の利用意向 ■

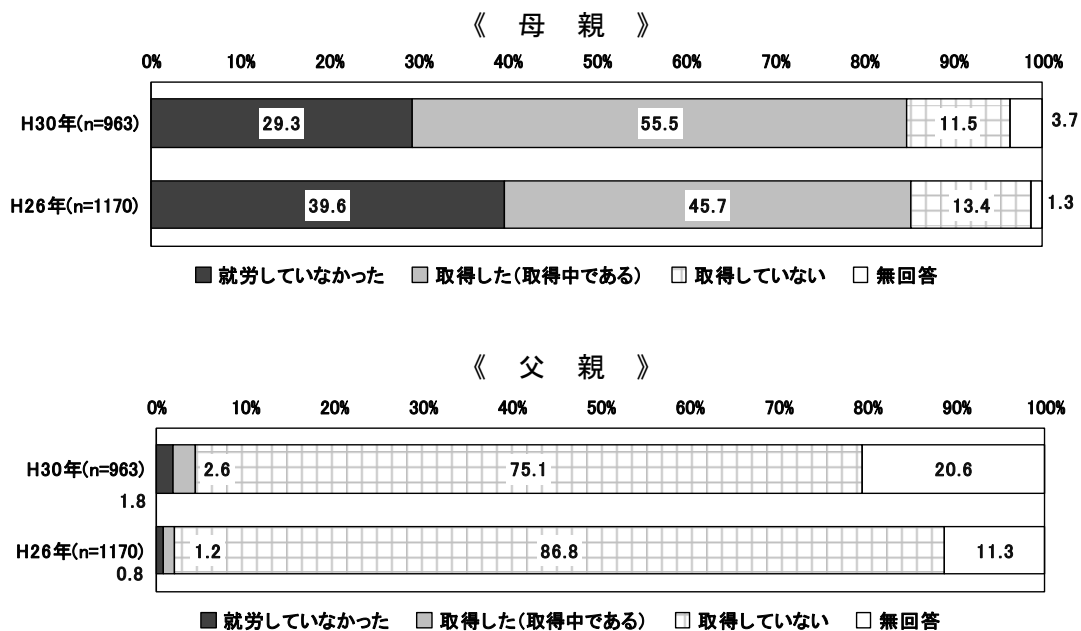


⑥ 育児休業の取得状況

子どもが生まれた時の母親又は父親の育児休業制度の利用経験をみると、母親では「働いていなかった」が39.6%から29.3%へ10.3ポイントも減少していることから、母親の就労率が前回調査よりもかなり上昇していることがうかがえます。

また、「取得した（取得中である）」は、前回の45.7%から55.5%へ、9.8ポイント増加しています。

■ 育児休業取得状況 ■



3 第1期計画の評価と第2期に向けての課題

基本目標1 地域における子育てへの支援

① 多様な子育て支援サービス環境の整備

- 各サロンにより参加状況等も様々ですが、参加数が減少しているサロンもあり、継続実施のために開催日や内容の検討、サロンに関わる支援者の確保などの課題があります。
- 平成29年度から病後児保育事業から病児保育事業に事業内容を移行し、定員数を4名から6名に増加しましたが、疾病の流行時期においては、定員を超える利用希望があり、受け入れができないなどの課題があります。
- 平成30年度から、一時預かり事業の補助額の拡充や2歳児の一時預かり事業に対する補助が新設されましたが、待機児童が発生しており、その解消のために「子育て安心プラン」を策定していることが補助要件となっていることから、本市は対象外となっています。要件の緩和について国などへ要望することが必要です。
- 施設の老朽化や耐震問題から複数の保育所や幼稚園などにおいて、施設整備を希望していますが、優先順位や予算確保が課題となっています。
- 現在実施されている保育サービスについての問題点や課題の検証を行い、結果に基づき改善などを実施していく必要があります。

〈第2期計画に向けての課題〉

- 子育て支援センターについては、児童の発達に関する相談のみならず、多様な相談内容に対応できる場の検討が必要です。妊娠期や0歳からの不安や負担軽減のため、気軽に利用・相談できる場としての事業内容の検討及び周知と各家庭に添った支援に繋げるため、関係機関との連携等体制づくりがさらに必要です。
- ファミリー・サポート・センター事業は、地域の住民相互の援助活動であるため、地域の提供会員の確保とともに相互援助活動がスムーズに行えるように提供会員の質の向上が必要となっています。
- 病児・病後児保育事業について、児童の人口は今後も減少傾向にありますが、利用を希望する児童は今後も現状を維持すると見込まれます。疾病の流行時期による利用者に偏りがあることから、ハード面（利用定員の増加や実施場所の増設）による対応だけでは解決が困難な状況もあることから、ソフト面（保護者による看護が可能な職場環境の構築）等も含めた検討が必要です。
- 保育サービスについては、保育所、幼稚園、認定こども園同士の連携を図り、また交流を推進することで、多様化に対応した保育サービスの充実を図る必要があります。

② 地域における子どもの居場所づくりの推進

- 地域での子育てを進めていくためには、地域はもとより未来を担うひとづくりの拠点として、公民館職員のスキルアップを図り、つろうて子育て協議会の活動を充実させる必要があります。
- 子育てパートナー支援事業については、平成 29 年度においては、25 事業への補助金を交付することにより、地域の子育てパートナーが活躍する場とともに、子どもたちの居場所づくりもできましたが、これを継続的な取組にしていくことが必要です。
- 放課後子ども教室（ボランティアハウス）の実施にあたっては、つろうて子育て協議会はもちろん関係者との連携により、ボランティアの方の負担感を減らし、生きがいや楽しみとして実施できるようにしていく必要があります。

〈第 2 期計画に向けての課題〉

- 放課後児童クラブについては、平日だけでなく、夏休みや冬休みなど長期休業期間の利用希望も多く、今後も需要の拡大が予測されるとともに、時間延長など利用を希望する子どもの受入先の整備と併せて、支援を行う人材の確保が課題となっています。
- 放課後児童対策については、保育所との開設時間の違いなどによる、いわゆる「小1の壁」への対応とともに、障がい児などの配慮を要する児童への対応のための人材の確保、育成が必要となっています。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」など、地域での見守りへの期待は大きくなっています。
- アンケート調査では、「充実して欲しい子育て支援策」として就学前、小学生とともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が上位を占めており、安全が確保できる施設や公園・児童遊園等の適切な管理と活用可能教室の有効利用を図る必要があります。

③ 母親と子どもの健康の確保

- 「妊娠中における産前教室」については、家族を含めて参加者はやや増加しましたが、引き続き、参加しやすい実施体制の検討が必要です。
- 乳幼児については、支援を必要とする世帯や子どもが増加しており、関係機関と情報共有、連携をはかりながら支援を行っていく必要があります。
- 発達クリニックの実施については、希望者が増加しており、実施体制の検討が必要です。
- 基本的な生活習慣と食育について、より充実した事業推進をするための体制、計画内容を検討する必要があります。
- 産後デイケア事業については、利用者の意見を踏まえた利用しやすい体制整備（利用時期、移動手段など）が必要です。

〈第2期計画に向けての課題〉

- アンケート調査では就学前の育児の悩みとして、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が第1位、「子どもの食事や栄養に関すること」が第2位です。今後とも、「乳児家庭全戸訪問事業」や「乳幼児健康診査」等を継続して実施し、育児支援の充実を図っていくこと及び妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない包括的な相談支援体制の構築が求められています。

④ 子育ての悩みや不安への支援

- スクールカウンセラーによる相談については、勤務時間が限られているため、様々な状況やニーズに応えるためには、さらなる拡充が必要です。
- 「ますだ健康ダイヤル24」など電話相談を活用して適正な受診を心がけるように、街頭活動、告知端末、母子手帳交付時にチラシを配布するなどの啓発を図っていくことが必要です。
- 子ども・若者支援センターでは、若者やその家族の相談を受け、相談内容に応じた様々な支援を行っておりますが、自ら出向くことが難しい場合もあり、相談ができずに引きこもっている若者への支援が課題となっています。
- 母子保健推進員の活動にあたっては、子育てを取り巻く環境が変化する中、各地区の状況に合った活動体制の検討が必要です。
- 家庭での学習においては、「平日の家庭学習時間が1時間未満」の児童・生徒の割合が引き続き多い傾向にあり、特に中1及び中2においては大きな課題が見られ、家庭学習の仕方、適切な宿題や課題の出し方などの指導が必要です。

〈第2期計画に向けての課題〉

- 子ども及びその保護者、又は妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな相談体制や情報提供体制の整備が求められています。
- アンケート調査では子育て情報の入手先として、就学前、小学生ともにインターネットのウエイトが前回に比べ高くなっており、従来の市広報やパンフレット、ホームページなどのほか、スマートフォンなど携帯端末の活用など、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討する必要があります。
- 10代の自殺や不健康な減量などの思春期の課題に対応した相談体制の充実などが必要です。
- 引き続き、いじめ、不登校などの課題への対応のため、学校、家庭、地域及び関係機関との、相互ネットワークづくりへの展開などが必要となっています。
- 外国人保護者に対しても、関連する施策・事業やイベント開催などに関する情報を周知する必要があります。

基本目標 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

① 就学前教育・保育の体制確保

- 幼稚園においては、今後入園児童の減少も見込まれることから、幼稚園型認定こども園への移行なども踏まえた検討が必要です。
- 小規模な保育所（定員 20 人）が年々増加しており、入所児童の減少に対する検討が必要です。
- 認定こども園への移行については、ノウハウの蓄積によりスムーズに実施されていますが、令和元年 10 月から 3 歳以上児及び非課税世帯の 0 歳～2 歳児までの保育料が無償化されたことにより、潜在的な保育を希望する児童に対する対応が必要です。
- 教育・保育の質向上のための研修の実施にあたっては、保育士の参加人数は多いことから、幼稚園や児童クラブの職員などの参加者を増やすように周知を図る必要があります。また、参加しやすい時期の検討も必要です。
- 出生、転入、転出などの手続きの際に、児童手当受給者は手続きが必要ですが、手続きを行わない保護者への児童手当の制度についての周知徹底が必要です。

〈第 2 期計画に向けての課題〉

- 多くの子どもが幼稚園・保育所などのサービスを利用しており、アンケート調査においても多くの保護者が利用を希望しています。特に「保育所」の希望は高く、保護者のニーズに沿った保育の提供体制の確保が求められています。
- 教育・保育を提供するための保育士など人材の確保、また技術・技能を含む質の向上が求められていることから、研修などの充実を図るとともに、既存施設における施設・設備の充実が必要です。
- 幼児・児童の体質などにあった給食設備、食生活改善や食育に繋がるメニューの充実とともに、専門の人材確保のための支援が必要です。

② 保幼小の連携

- 福祉と教育の連携については、一部連携をしながらの事業実施はできています。これを契機につながりを広げていく必要があります。
- 幼児教育と小学校教育に携わる教師においては、子どもの姿とそれに応じた支援内容・指導内容を十分に相互理解しておくことが必要です。
- 特別な支援を必要とする児童の引き継ぎを幼児所属機関と小学校が主体的に行う必要があります。
- 市内保育所などで実施する乳幼児と触れ合う保育体験プログラムについては、対象とする中高生の範囲について、さらなる拡大が必要です。
- 「子どもとメディア」の問題に対応するためのメディアリテラシー教育については、子どもへの啓発とともに、親の教育力の向上が必要です。

〈第2期計画に向けての課題〉

- 保育所、幼稚園、認定こども園における世代間交流など、地域が主体又は地域とともに
行う子育て支援について、小学校を含めた「保幼こ小連携」による情報共有や相互
理解の推進が必要です。
- 学校で実施される教育のみならず、家庭や地域における教育力を促進し、次代を担う
子どもの生きる力の育成とともに親としての自覚の醸成を図る必要があります。
- 「中高生の保育体験プログラム」による将来の益田を担う子どもたちの子育て経験を
通して、キャリア教育の充実を図る必要があります。

基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

① 配慮が必要な子どもへの支援

- 障がい児通所支援事業においては、利用者の急増による受入れが困難となっていた問
題は、市内や近隣に新規事業所が開設されたことにより問題は解消されましたが、引
き続き関係機関との連携を図り、より一層の支援の質の向上に取り組む必要がありま
す。
- 発達障がいにより就学するために配慮を有する児童・生徒への支援にあたっては、特
別支援教育支援員がさらに有効な支援を行うための教職員の授業の改善や「読み・書
き」の困難さのある児童への支援・指導体制の整備が求められています。また、保育
所・幼稚園・認定こども園への障がい児対応保育士・幼稚園教諭の配置とともに、障が
いの認定までは受けていないものの、同等の対応が必要である子ども(グレーゾーン)
に対する職員配置や費用の支援が必要です。
- 発達障がいの理解と支援については、学校間や教職員個人々人による校内体制整備、発
達障がいのある児童・生徒への対応力などの格差の解消が必要です。
- 障がい児のための相談体制として、多様な支援を必要とする児童へのきめ細やかな対
応ができる相談支援体制の充実が必要です。

〈第2期計画に向けての課題〉

- 近年増加傾向にある発達障がいについては、発達クリニックの実施体制の検討のほ
か、専門とする保育士、幼稚園教諭の配置や発達障がいに対する正しい理解のための
研修などの充実を図る必要があります。
- 障がい児に対する各種サービスについては、第5期益田市障がい福祉計画、第1期
益田市障がい児福祉計画(計画期間：平成30年度～令和2年度)と緊密な連携を図
り、発達障がい児への対応も含めサービスを提供していく必要があります。

② 要保護児童等への支援

- 児童虐待については、早期発見、早期支援に繋げるため、迅速な対応ができる体制整備が必要です。

〈第2期計画に向けての課題〉

- アンケート調査では就学前の育児の悩みとしては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も高いことから、子育てあんしん相談係や子育て支援センターでの相談などによる子育て相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努める取組を今後も継続して実施する必要があります。

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭の就業については、養成機関を修了したが、資格取得ができず、経済的な自立に結び付かないケースがあり、今後の対応が必要です。
- ひとり親家庭などを対象とした親子交流事業については、今後も継続してより多くの人に関催情報などを周知する必要があります。

〈第2期計画に向けての課題〉

- ひとり親家庭が今後増加することも踏まえ、ひとり親家庭への就業の促進やひとり親家庭などを対象とした親子交流事業への支援などに継続的に取り組んでいくことが必要となっています。
- 貧困世帯などの支援が必要な家庭の抱える問題は多様化・複雑化しており、より専門的な支援を行うための人材の確保、育成が必要となっています。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

① 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

- 事業所内保育所の開設については、事業者自身の理解が必要不可欠であり、近隣の保育所などとの関係や保育士確保についての取組を進める必要があります。
- 平成28年4月1日から「こころカード」（しまね子育て応援パスポート事業）は全国共通展開協賛店でも利用できるようになりましたが、全国共通展開協賛店を利用するには、「全国共通ロゴマーク」の入ったカードへの切替手続きが必要となっています。
- しまね子育て応援企業認定制度の普及のため、関係課が連携して市内企業に対する説明機会等を充実させることが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の改善等については、企業などにおいて直接的なメリット（金銭的支援など）が無く、理解・協力が得にくい状況があります。

〈第2期計画に向けての課題〉

- アンケート調査では就労する母親はフルタイム、パートタイム・アルバイトを合わせ就学前で80%であるものの、育児休業の取得状況は母親が半数となっています。父親は3%弱であり、母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 病児・病後児保育事業の活用とともに、企業においては子どもが病気やけがの時などに保護者が休暇を取ることができるようにする制度の創設など、働きながら子育てできる環境づくりが求められています。

②家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

- 若年層へのデートDV防止の意識啓発や啓発方法の検討が喫緊の課題となっています。

〈第2期計画に向けての課題〉

- アンケート調査による「益田市の子育て支援策の評価」では、就学前、小学生とも「家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成」は、重要度では中位にランクされていますが、満足度ではきわめて低位となっています。今後とも、男女が協力して子育てを行っていただける環境づくりを進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、これまで市内の関係部署及び関係機関・団体などと連携して「子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ってきました。

「益田市総合振興計画」においては、次世代育成支援の取組方針を「子どもが産まれることを地域ぐるみで祝福し、育ちを支える地域力を高め、子どもを安心して生み育てられる環境づくり」としています。

本計画における計画策定の基本理念につきましては、上述の考え方を踏まえ、次のとおりとします。

【基本理念】

地域とともに、子どもを安心して生み
育てられるまち 益田

2 計画の基本的な視点

本市の「第1期子ども・子育て支援事業計画」では、計画策定における基本的な視点として4つの視点（1.子どもの育ちの視点 2.親としての育ちの視点 3.地域での支え合いの視点 4.子育て環境の充実の視点）が定められていました。

第2期計画にあたる本計画では、これらを踏まえて同様に、基本的視点として次の4つを定めて施策の展開を図っていきます。

◆子どもの育ちの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立って、子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるように、子どもの健全育成の環境を整えていきます。

◆親としての子育ての視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、保護者の子育てに対する負担や不安を軽減し、親としての自覚と責任を持って、心豊かな愛情あふれる子育てができるような環境を整えていきます。

◆地域での支え合いの視点

子育ては、次代を担う人材を育てることであり、地域の様々な分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子どもや子育てを見守り支え合っていくことが求められます。

地域ぐるみで子育て支援を推進し、子どもが地域の未来を創っていけるような取組を進めます。

◆子育て環境の充実の視点

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するため、子育てに対する職場への理解・協力を促進するとともに、男性の育児休業の取得率の向上など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

3 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

基本目標 1 地域における子育てへの支援

- 核家族化の進展、人との結びつきが薄れつつある社会環境の中で、身近に相談する相手がない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる親が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。このため本市では、子育て中の親子が気軽に交流し、相談や情報交換ができる場所・機会の提供や保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。
- 人とふれあう機会が少なくなった子どもたちにとって、身近な地域の人々との交流は大切な経験です。また、子どもは地域の財産として地域全体で支えていくことが必要です。本市では、放課後児童クラブ、学校、ボランティアハウス、つろうて子育て協議会、青少年育成市民会議、公民館、子ども会などの連携によって、地域において子どもが安心して生活できる居場所づくりの充実に努めます。
- 妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、自信をもって育児に取り組めるような体制を整備することは、母親にとって極めて重要です。このため本市では、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導の充実や妊産婦・乳幼児などの訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査などの充実に努めます。
- 子育て家庭への手当・子ども医療費助成などによる子育ての経済的負担の軽減などの充実に努めます。

基本目標 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

○就学前の子どもについては、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供が求められます。

本市では、多様な教育・保育ニーズに対応するための体制整備や人材の確保に努め、利用者の減少傾向にある教育・保育施設の運営支援を行います。また、いわゆる「小1の壁」への対応として、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携・情報共有の体制を強化し、保幼小の一貫した教育・保育を目指します。

基本目標 3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

○子どもたちは、一人ひとりが生まれながらにして自ら育つ力を持っています。子どもがこの力を十分に発揮できるように、子どもの最善の利益を守る視点で、本市においては不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実など、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

○母子家庭は、児童の教育、進学、しつけなどの点で悩みを抱えており、多くの場合経済的、社会的に不安定な状態にあります。父子家庭の経済的基盤は比較的安定しているものの、児童の養育や日常的な家事などの悩みを持っています。

本市では、ひとり親家庭の自立と就業に向けたきめ細かい支援の充実に努めます。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

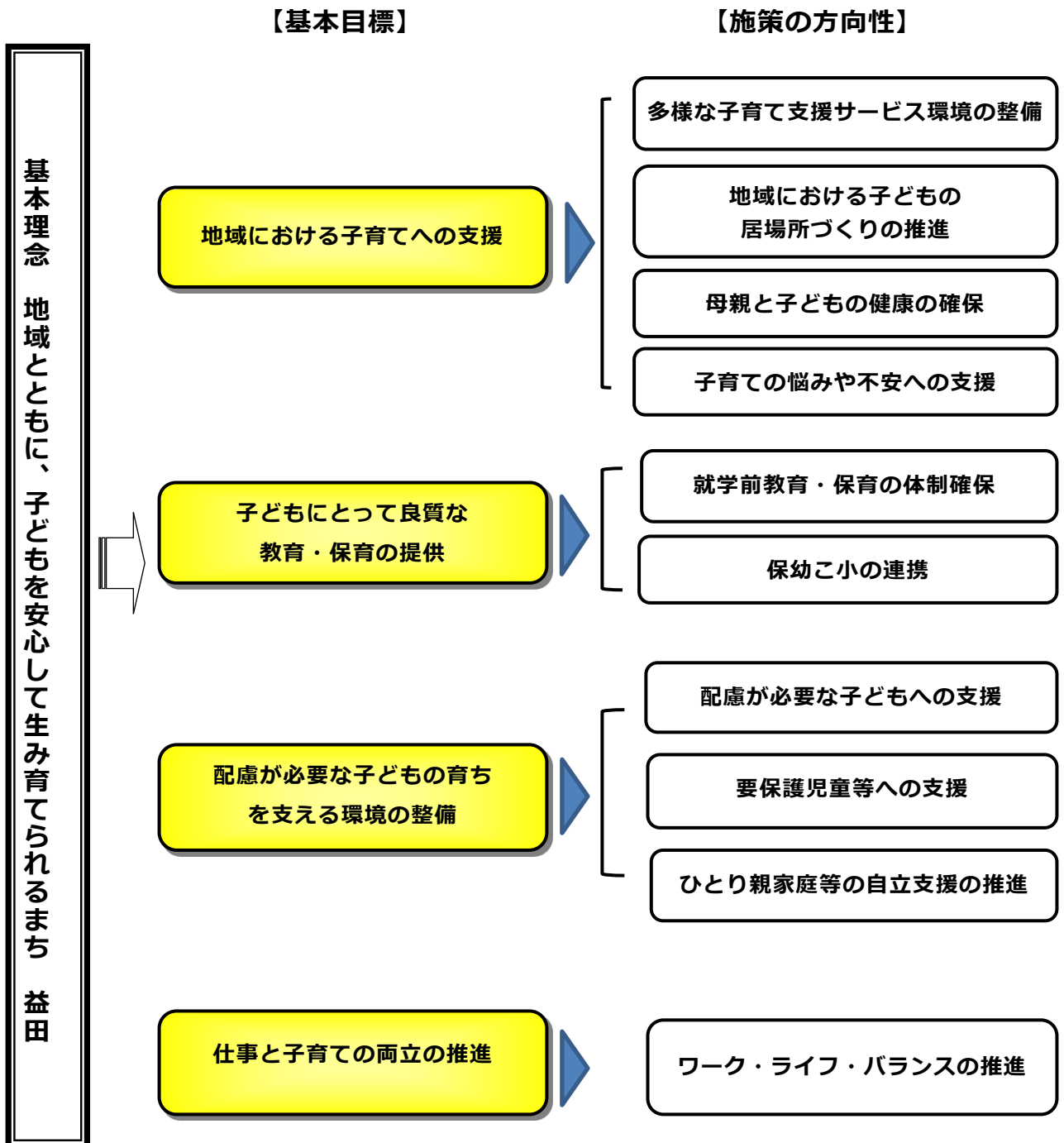
○共働き家庭が増加しています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、男性が家事や子育てに参加しやすい環境を整備するとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスの保たれたものにすることが重要です。

本市では、家庭・地域・企業などの社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を推進します。

また、男女が協力して子育てを行っていけるよう男女共同参画社会の啓発にも努めます。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

1 計画の体系



2 施策の展開

基本目標 1 地域における子育てへの支援

(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

- ① 子育て中の家族が気軽に集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めるとともに、子どもが自由に遊べる居場所づくりを進めます。

【具体的な取組】

- 子育て中の親が集い、子育ての相談・情報交換などを通じて仲間づくりを行う「子育てサロン」について支援を行い、参加者を広げるため周知を図ります。
- 子育て中の家族が集い、子育ての相談・交流・学習・情報提供などを行う「地域子育て支援拠点事業」の充実を図ります。
- 育児などの援助を「受けたい人」、「援助する人」がお互い会員となって、一時的に子どもを預かる（有料）会員組織である「ファミリー・サポート・センター事業」の周知と利用しやすい環境づくりに努めます。
- 保護者の疾病等により、一時的に養育困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、養育・保護を行う子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施します。

- ② 保護者の就労形態の多様化に対応した、利用者の立場に立った保育サービスの提供に努めます。

【具体的な取組】

- 保育所、認定こども園における通常保育事業に加え、様々なニーズに対応した「特別保育サービス」（延長保育、一時保育、休日保育、障がい児・発達促進保育、病児・病後児保育、低学年受入れ事業など）の充実努めます。
- 幼稚園において「預かり保育」などの保育サービスの充実努めます。
- 施設の老朽化や耐震性の問題等から施設整備が必要とされている保育所等や認定こども園に移行を考えている幼稚園、保育所の施設整備について、総合的な観点から検討し計画的に対応を図っていきます。
- 多様化に対応した保育サービスの充実を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園の連携・交流や、現在実施されている保育サービスについての検証及び改善などに努めます。

(2) 地域における子どもの居場所づくりの推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、学校を拠点として放課後児童クラブとボランティアハウスの活動を一体的に取り組む「益田版放課後子ども総合プラン」に基づき、住民ニーズを踏まえ、多角的な対応を図っていきます。

また、次世代を担う子どもを育成するため、学校、ボランティアハウス、つろうて子育て協議会、青少年育成市民会議、公民館、子ども会等が連携・協力して多様な体験活動の場の提供を行います。

【具体的な取組】

- 保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が、安全に安心して生活できる居場所として「放課後児童クラブ」を実施します。利用希望者の増加や時間延長へのニーズ等への対応や、支援を行う人材の確保とスキルアップ及び障がい児などの配慮を要する児童への対応のための人材の確保・育成等により充実を図ります。
- 「益田版放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと連携してボランティアハウスを実施し、放課後児童クラブ・ボランティアハウスの施設整備を計画的に行います。

また、福祉部局と教育委員会で事務局を置き、「放課後児童支援員の会」、「ボランティアハウス連絡会」、「つろうて子育て協議会」、「青少年育成市民会議」、「子ども・子育て会議」、「各地区連絡会」と連携し、子どもたちの活動についての情報交換や放課後児童クラブとボランティアハウスの活動に関する情報交換、益田版放課後子ども総合プランに関する情報交換を行います。
- 地域ぐるみで子どもの育成を図るため、各地区における「子育て支援ネットワーク」の体制強化及び「子ども会活動」、「つろうて子育て協議会活動」、「子育てパートナー支援事業」、「ボランティアによる見守り活動」等を支援し、体験・交流・学習等の充実を図ります。
- 子どもが安心して遊べるように公園、児童遊園の整備及び維持管理に努めます。

(3) 母親と子どもの健康の確保

育児不安の解消を図るため、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図り、母親と子どもの健康の確保と増進に努めます。

母子健康手帳の交付、妊娠中における産前教室の開催、妊婦・乳幼児の健康診査、生後4か月までの乳児がいる家庭への全戸訪問などにより育児支援体制を充実します。

【具体的な取組】

- 「母子健康手帳」の交付とともに、妊婦の状況把握に努め、相談・保健指導の充実を図ります。
- 安全な分娩と健康な子の出産のため「妊婦健康診査」を充実します。また、妊娠中の不安解消のため「産前教室」を開催するとともに、参加しやすい実施体制を検討します。
- 乳児と母親の健康状態の状況確認や育児相談・指導等のため「乳児家庭全戸訪問事業」を実施します。また、乳幼児の健康づくりを支援するため「乳幼児健康診査」、「乳幼児歯科健診」及び「予防接種」等を実施します。
- 発達支援が必要と思われる乳幼児に対して、専門医師等による相談を行う「発達クリニック」を実施し、適切な支援を行います。「発達クリニック」の利用希望が増えていることから実施体制について検討していきます。
- 保護者及び子どもの心身の健康と豊かな生活の実現を図るため、親子クッキング教室、地域・世代間交流活動等により「基本的な生活習慣と食育」について推進します。事業の実施にあたっては、実施体制、計画内容を検討しながら進めます。
- 「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行います。

（４）子育ての悩みや不安への支援

- ① 子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、安心して子育てができるように多様な相談体制の充実と、子育て支援サービスに関する情報を必要としている保護者等に的確に届くよう、スマートフォンなど携帯端末の活用などによる情報提供を行います。また子育てやしつけなどについて学ぶ機会や情報提供の充実にも努めます。

いじめ、不登校など児童生徒のさまざまな悩みに対応するため、専門カウンセラーによる相談体制の充実にも努めるとともに、家庭、学校、地域の連携強化を図ります。事業の推進にあたっては、相談ができずに引きこもっている人への対応等、様々な状況やニーズに応えるため、体制の強化にも努めます。

【具体的な取組】

○相談内容の多様化、複雑化に対応するため、次のような多様な相談機会の提供に努めています。相談窓口については、広く周知を図っていきます。

担当部署	事業内容
【健康増進課】	・ますだ健康ダイヤル24（健康医療電話相談）の実施
【子ども家庭支援課】	・子育てあんしん相談係（子ども家庭総合支援拠点） における相談の実施 ・子育て世代包括支援センターにおける相談の実施
【学校教育課】	・スクールカウンセラーによる相談の実施
【子育て支援センター】	・子育て支援センターでの相談の実施
【社会教育課】	・ホームページによる相談窓口の情報提供 ・子ども若者支援センターによる相談の実施

○子どもの発達段階に応じた子育てと親育ちについて学ぶ機会や情報を提供し、「家庭教育力」の向上を図ります。

○いじめや不登校の子どもに適切に対応するため、保護者、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）、子どもと親の相談員等関係機関が連携して相談・指導體制の強化を図ります。

○外国人保護者の家庭が増加傾向にあります。このため子育てに関する相談や子育てサービス・イベント等の情報提供等により「外国人保護者に対する支援」を行います。

○貧困世帯など支援が必要な家庭の抱える問題は多様化・複雑化しています。このため、より専門的な支援を行うための人材の確保・育成について検討します。

- ② 保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを生み、育てられるように各種手当、助成制度の充実を図ります。なお、出生、転入、転出に際しては、児童手当の受給のための手続きが必要ですので、周知徹底を図ります。

また、幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

【具体的な取組】

○子育て世帯に対し、「児童手当の支給」や「乳幼児医療助成制度」、「児童医療費助成制度」による医療費の助成を行います。

○国の制度を勘案し、教育・保育施設における保育料の一部を軽減できるよう検討します。

○幼稚園や認可外保育施設等の利用者について、施設等利用給付の支給を行います。

基本目標２ 子どもにとって良質な教育・保育の提供

(1) 就学前教育・保育の体制確保

就学前の子どもが健やかに成長するとともに、保護者等の多様な教育・保育ニーズに対応するために保育環境・幼児教育環境の充実を図り、教育・保育の質の向上に向けた取組を行います。また、利用者の減少傾向にある幼稚園・小規模保育所の運営支援を行います。

【具体的な取組】

- 幼児教育へのニーズに対応するため、幼稚園の維持、認定こども園への移行を支援していきます。また保育所については、待機児童を出さないように受入れ体制の充実、認定こども園への移行を支援していきます。
- 入園児童が減少傾向にある幼稚園、中山間地域にあり入所児童数も減少している小規模保育所については運営支援を引き続き行います。
- 教育・保育の専門性を高め、質の向上を図るための研修を実施します。研修の開催にあたっては、多くの方が参加できるように、参加しやすい時期の検討を行い、広く周知を図ります。
- 教育・保育の質の確保及び向上のための人材確保について努めます。
- 教育・保育の質の向上に向けた課題の検証や課題解決のための協議会等の設置について検討します。
- 子どもの体質などにあった給食設備、食生活改善や食育に繋がるメニューの充実、専門の人材確保等についての支援を検討します。

(2) 保幼小の連携

保育所、幼稚園、認定こども園の遊びを通して学ぶ教育活動や発達支援について教員同士の教育内容や指導法の違いを超え、互いの教育の理解を深める中で、小学校教育や支援に円滑に接続されるよう、保幼小の一貫した教育を目指します。

また、教育機関だけでなく、家庭・地域の教育力の向上を図り、家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため、学習・交流・体験活動の機会や場の提供を行います。

【具体的な取組】

- 学校、家庭、地域との連携、協働で教育の振興を図る「地域ぐるみの教育システム」の構築を図り、教育施策の推進を図ります。
- 保幼小連絡協議会を開催し、情報の共有により共通認識を持つことで相互理解に努め、課題等の解決に向けて取り組んでいきます。また、保幼小の連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を工夫します。
- 教育・保育現場の実態に合わせ、園・施設へ出向き、助言・指導・相談ができる高い専門性を有した幼児教育スーパーバイザー、アドバイザーの設置を検討します。
- 教育・保育施設が小学校と連携して、本市の豊かな自然・遊び・食・地域の文化などを通じて、ふるさとを愛する意識の醸成を図る「ふるさと教育」を推進します。
- 乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。
- 「子どもとメディア」の問題への対策として、保幼小が連携して電子メディアへ依存しない生活への啓発を行うとともに、メディアコントロールを推進します。また保護者に対しても同様な啓発を行います。

基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

(1) 配慮が必要な子どもへの支援

障がいや発達の問題になる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で子育てができ、一貫した教育を受けることができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談、支援体制の充実を図ります。

障がい児に対する各種福祉サービスについては、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画と緊密な連携を図り、発達障がい児への対応を含め必要なサービスを提供していきます。

医療的ケアが必要な子どもへの支援について、保健、医療、障がい福祉、教育、保育等の関係機関が緊密に連携し、体制整備について検討します。

【具体的な取組】

- 主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。
さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
- 放課後児童クラブ支援員の研修などの実施や指導相談などの支援を行います。
- 保育所・幼稚園において、障がいの程度に応じた適切な指導の実施のため、障がいのある子どもに対応する保育士・幼稚園教諭の配置等について支援します。
- 自閉症、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)等に対する保育士・教職員の資質向上を図るとともに、特別支援教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
- 障がい児が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、相談支援体制を整備し相談支援事業の充実を図ります。
- 外国人保護者の家庭が増加傾向にある中で、一般的な子育てに対する不安に加え、言葉や文化・習慣の違いによる課題等があり、外国人の子育て家庭に対する支援を行います。

(2) 要保護児童等への支援

すべての子どもの健全な心身の育成を図り、児童虐待のないまちを実現するため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭への全戸訪問（乳児全戸家庭訪問事業）を実施することにより、乳児と母親の健康状態の状況確認や虐待の発生予防と早期発見、早期対応に努めます。
- 乳児の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師等が家庭訪問し、指導助言を行う「養育支援訪問事業」の実施により虐待の発生予防に努めます。
- 児童虐待について、福祉・医療・保健・教育等の関係者により組織する「要保護児童対策地域協議会」を中心に各関係機関と連携を深め、総合的支援の充実を図ります。
- 妊娠期を含む子どもとその家庭等の相談全般から在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワークを行う子ども家庭総合支援拠点の適切な運営を図り、相談支援体制の充実、虐待の発生防止に努めます。
- 専門的な相談や支援を実施するために職員の研修やスキルアップを図ります。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等における子どもの健全な育成を図るため、自立と就業に主眼を置いたきめ細かい支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・看護師等が訪問し、養育等に関する助言・指導等を行い適切な養育を支援する「養育支援訪問事業」を実施します。
- 母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を支援し、自立を促します。
- ひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給や貸付制度などの既存の支援施策の周知・広報などを行うことで、今ある資源（支援施策）に確実につなげることに取り組みます。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男女問わず仕事と子育ての両立ができる環境整備が求められています。特に女性にとっては「結婚・出産」にあたり、仕事と子育ての両立について不安を抱く場合が多いため、その不安を解消し、1人ひとりがその能力を持続して発揮できるよう、産前産後休暇や育児休業の取得、労働時間の短縮等、男女が子育てと仕事が両立できる職場環境の確立を目指し、事業主や企業に対する啓発活動を推進します。

【具体的な取組】

- 企業に対して事業所内保育施設の設置についての支援制度の紹介等により、設置の働きかけを行います。
- 県事業しまね子育て応援パスポート事業（こっころカード）推進への協力を行うことにより、子育て家庭への応援及び当該事業に協賛する店舗のイメージアップに貢献します。
- 県事業しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度普及のための支援協力を行うとともに、ますだ子育て応援宣言企業登録の推進により、子育て中の男女が共に働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、企業にとって優れた人材の確保に貢献します。関係課が連携して市内企業に対する説明会等を実施します。
- ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善のため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。

- ② 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成を目的として、男女が協力して家庭を築き子どもを生き育てられるよう、家庭・地域・職場等様々な場所における男女共同参画意識の醸成に努めます。

【具体的な取組】

- 家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう意識改革と仕事と家庭の両立を支える環境づくりを進めるため「男女共同参画計画」の推進を図ります。啓発活動については、実施体制や方法を検討して進めます。

第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。なお、本計画については平成30年度に実施したアンケート調査及び利用実績等により量の見込みを算出しております。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、益田市全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

(2) 教育・保育事業の提供体制

(単位:人)

2020年度	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	135	883	513	231
①量の見込み 小計	135	883	744	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①＝	54	74	▲27	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2021年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	134	875	486	224
①量の見込み 小計	134	875	710	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	55	82	7	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2022年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	131	855	470	217
①量の見込み 小計	131	855	687	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	58	102	30	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2023年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	123	804	455	211
①量の見込み 小計	123	804	666	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	66	153	51	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2024 年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	118	767	442	204
①量の見込み 小計	118	767	646	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	71	190	71	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の13事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨時間外保育事業（延長保育） |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。

供給体制

【基本型・特定型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 提供体制	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0
【母子保健型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 提供体制	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業**事業概要**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

対象年齢

0歳～2歳

単位

人日/月

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	546	521	504	489	474
提供体制	② 確保数	750	750	750	750
	箇所	1	1	1	1
	②-①=	204	229	246	261

③妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

単位

人回

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み(人)	270	260	260	250	250
① 量の見込み(回数)	3,240	3,120	3,120	3,000	3,000
② 提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：各医療機関 ・検査項目：血液検査、超音波検査等の国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期：妊娠 12～39 週まで 				

④乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

対象年齢

0 歳

単位

人

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	280	270	260	260	250
② 提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：10 人（保健師、看護師、助産師など） ・実施機関：直営 				

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

単位

人(支援対象人数)

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み(人)	50	50	50	50	50
② 提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：14 人（保健師、栄養士、保育士、社会福祉士等専門職） ・実施機関：直営 				

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。

対象年齢

0歳～5歳、1年生～6年生

単位

人日

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	155	151	147	140	135
② 確保数	155	151	147	140	135
②-①=	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保数	180	180	180	180	180
②-①=	135	135	135	135	135

⑧一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

対象年齢

3歳～5歳

単位

人日

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	2,686	2,666	2,606	2,447	2,348
② 確保数（幼稚園）	2,686	2,666	2,606	2,447	2,348
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

対象年齢

0歳～5歳

単位

人日

量の見込みと確保数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①	量の見込み	3,339	3,255	3,169	3,025	2,911
確保数	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	3,254	3,170	3,084	2,940	2,826
	ファミリー・サポート・センター事業 （未就学児）	180	180	180	180	180
	② 合計	3,434	3,350	3,264	3,120	3,006
②-①=		95	95	95	95	95

⑨ 時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園などで保育を実施する。

対象年齢

0歳～5歳

単位

人

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	582	566	551	526	505
② 確保数	582	566	551	526	505
②-①=	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日

量の見込みと確保数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		600	600	600	600	600
提供体制	② 確保数	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	箇所	1	1	1	1	1
	②－①＝	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

⑪放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の活用可能教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人

量の見込みと確保数

低学年	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	385	378	367	369	365
② 確保数	392	392	392	392	392
②－①＝	7	14	25	23	27
高学年	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	105	124	140	139	132
② 確保数	131	131	131	131	131
②－①＝	26	7	▲9	▲8	▲1
合計	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	490	502	507	508	497
② 確保数	523	523	523	523	523
②－①＝	33	21	16	15	26
提供体制（施設数）	16	16	16	16	16

新・放課後子ども総合プランの推進

＜市町村行動計画等に盛り込むべき内容＞

ア 一体型の放課後児童クラブ及びボランティアハウスの 2023 年度(令和 5 年度)に達成されるべき目標事業量

令和 5 年度までに 9 か所の一体型と、3 か所の連携型を整備できるよう取り組んでいきます。

イ ボランティアハウスの 2023 年度(令和 5 年度)までの実施計画

現在ある 12 か所のボランティアハウスの活動の充実を推進するとともに、放課後児童クラブとの一体的・連携した取組を推進します。また、豊かな体験活動が各地区において継続的に実施される体制づくりのため、活動者への支援、各地区の機運の醸成に取り組みます。

ウ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

国が示す一体型又は連携型を促進するため、福祉部局と教育委員会が一体となって放課後児童クラブやボランティアハウス及び地域を中心とした子育て支援事業の関係者と連携して学校施設等を活用した事業や行事の企画など働きかけていきます。

エ 小学校の活用可能教室等の放課後児童クラブ及びボランティアハウスへの活用に関する具体的な方策

教育委員会、学校と連携して、小学校の教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進します。

オ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブやボランティアハウスの事業を一体的に進めるため、組織の見直しを行うとともに相互の関係者との情報共有を図り、総合的な放課後対策に取り組んでいきます。

カ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安心、安全を第一に、配慮を必要とする児童に関する研修や受け入れに係るアドバイザー等の派遣等の体制づくりを行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブに預ける保護者や地域の実情等に応じて、きめ細かく利用しやすい制度を構築します。

ク 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策

「生活の場」、「遊びの場」として、集団生活の中での社会性の確立を目指し適切な環境づくりを進めるため、放課後児童支援員等の研修の充実を図るなど質の向上に努めます。

ケ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による情報提供を継続するとともに、放課後児童クラブが設置する運営員会等を通じて、学校や地域と連携を深めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する。

供給体制

今後、国の指針などに基づき助成を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

供給体制

今後、国の指針などに基づき取り組んでいきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て支援を実施する新たな組織体制を検討することや保育所、幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設、学校、企業等多くの方々の意見を取り入れながら事業計画の着実な実施が行えるよう、「益田市子ども・子育て会議」において進捗管理を行います。

2 計画の点検・評価

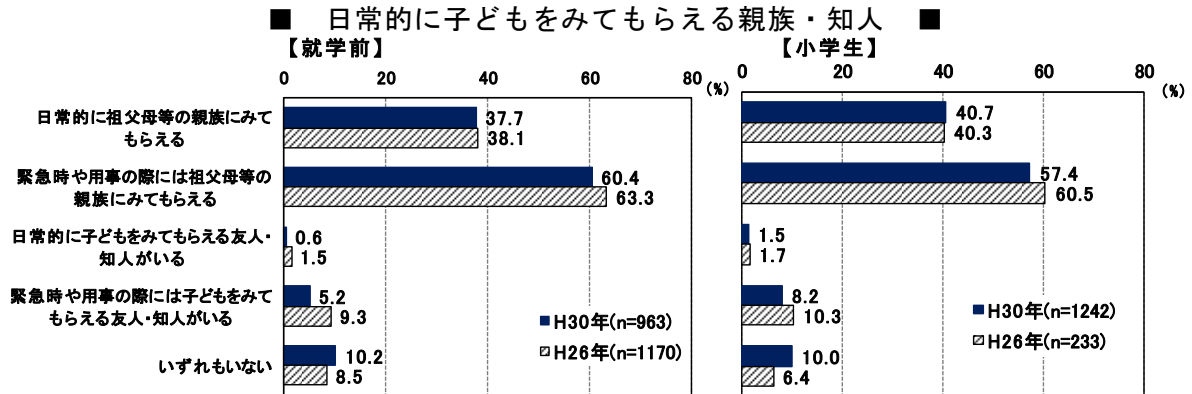
本計画の着実な推進を図るためには、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、「益田市子ども・子育て会議」において、毎年度PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなどの必要な措置を講じていくこととします。

資料編

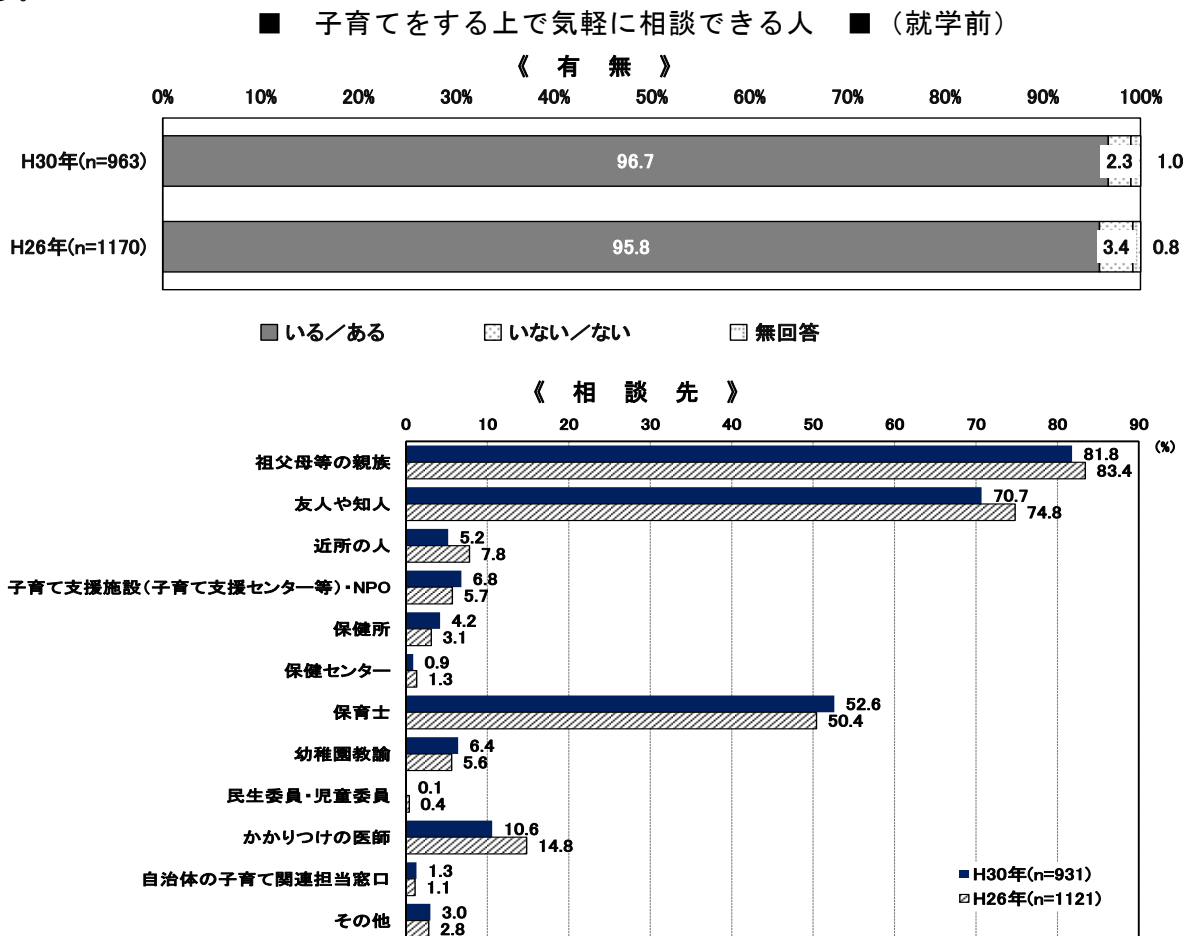
1 アンケート調査結果の抜粋

◆子育て環境

日常的に子どもをみてもらえる親族・知人については、前回同様、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。



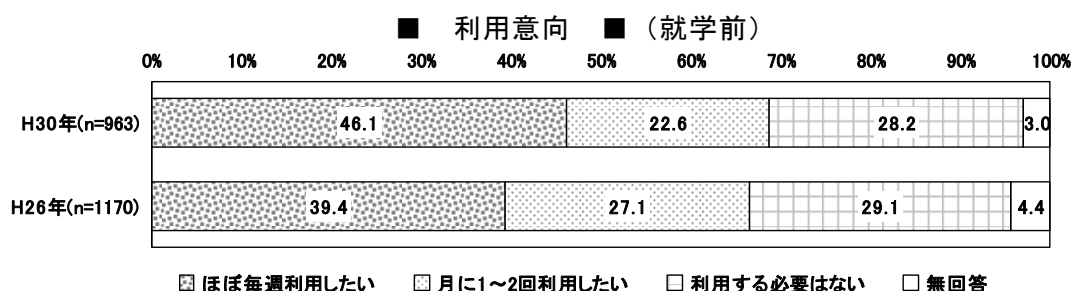
就学前児童については、子育てをする上で気軽に相談できる人を探しましたが、前回から大きな変化はなく、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が特に多く、次いで「保育士」となっています。



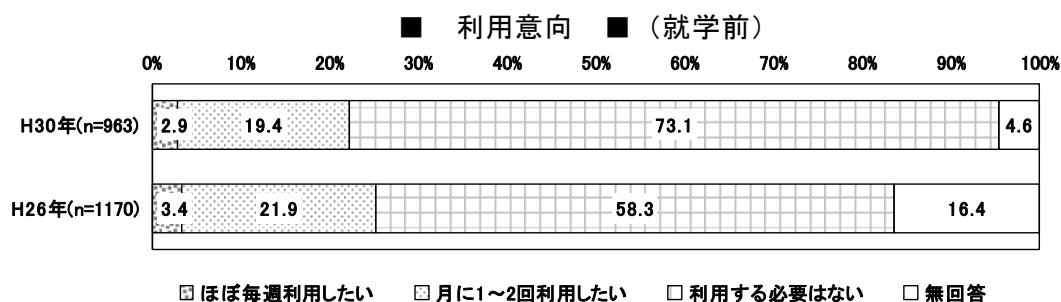
◆土曜日、日曜日・祝日の定期的な幼稚園・保育所等のサービス利用意向（就学前）

土曜日と日曜日・祝日の定期的な幼稚園・保育所等のサービスの利用意向についてみると、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」が39.4%から46.1%へ6.7ポイント増加していますが、日曜日・祝日は前回と同水準です。

(1) 土曜日の利用意向

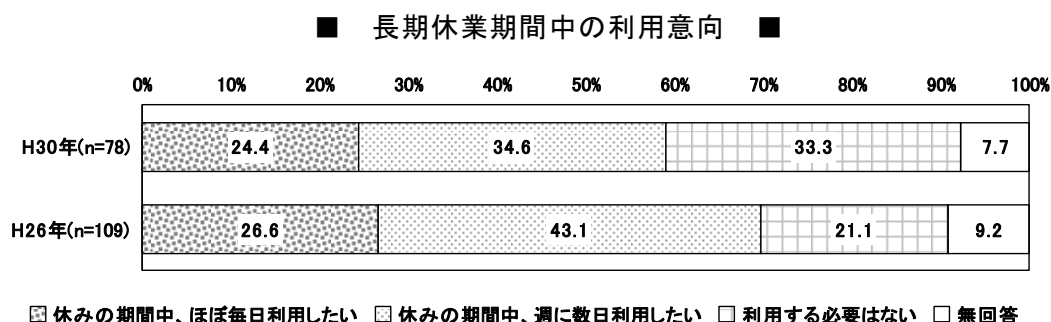


(2) 日曜日・祝日の利用意向



◆長期休業中の教育・保育の利用意向について（現在、幼稚園を利用している人のみ）

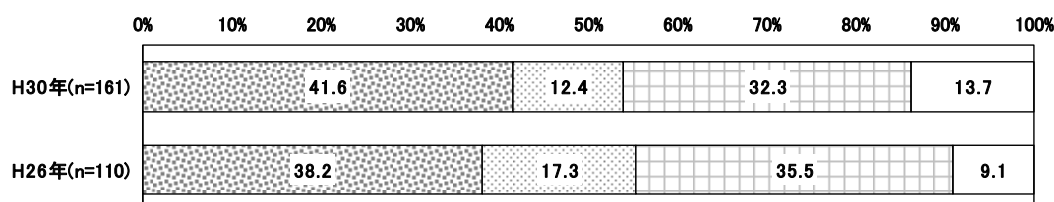
現在、幼稚園を利用している人について、夏休み・冬休みなど長期休業期間中の幼稚園・保育所等のサービスの利用意向をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が26.6%から24.4%へ、「休みの期間中、週に数日利用したい」が43.1%から34.6%へ、合計69.7%から59.0%へ、10.7ポイント減少しています。



◆土曜日、日曜日・祝日等での放課後児童クラブ等の利用意向（就学前 5歳以上）

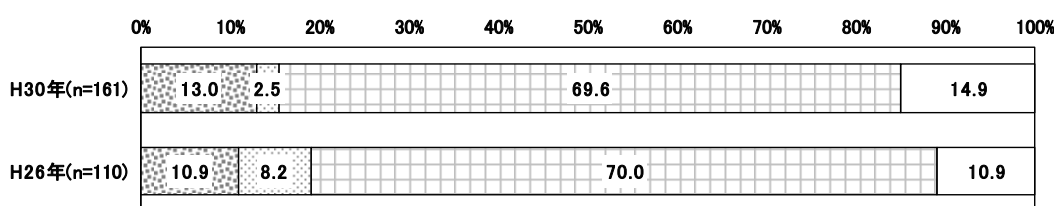
小学校低学年及び高学年で、放課後児童クラブ（学童保育）又は保育所の学童保育を利用したいと回答した人について、土曜日、日曜日・祝日、長期の休業期間中の利用意向を尋ねました。土曜日、日曜日・祝日とも、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が若干増加しています。

■ 土曜日における利用意向 ■



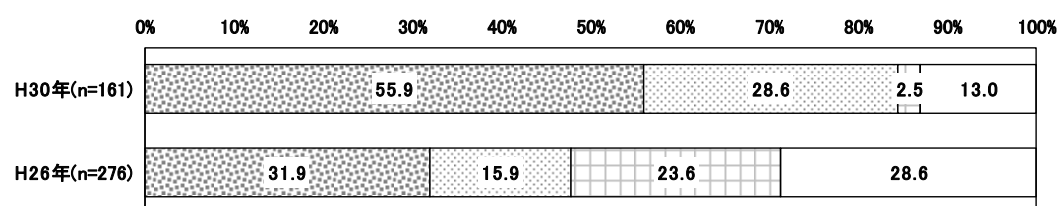
低学年(1～3年生)の間は利用したい 高学年(4～6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

■ 日曜日・祝日における利用意向 ■



低学年(1～3年生)の間は利用したい 高学年(4～6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

■ 夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中における利用意向 ■



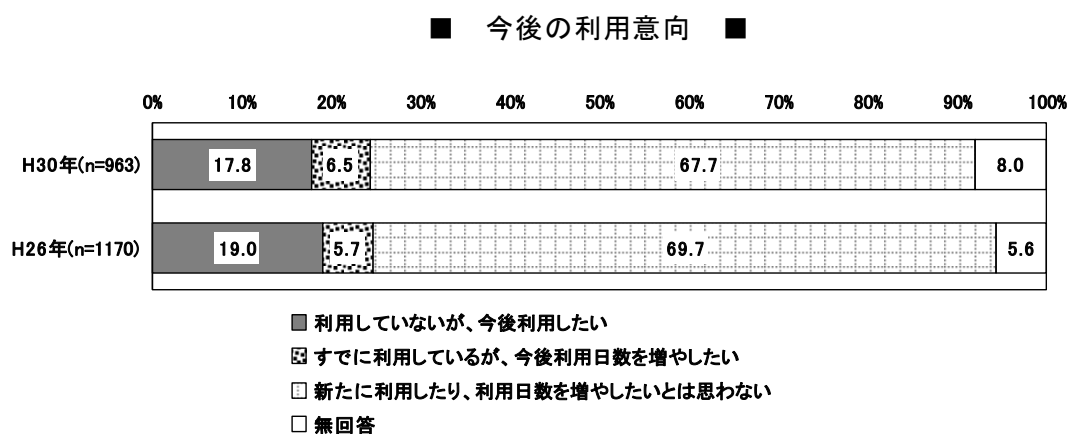
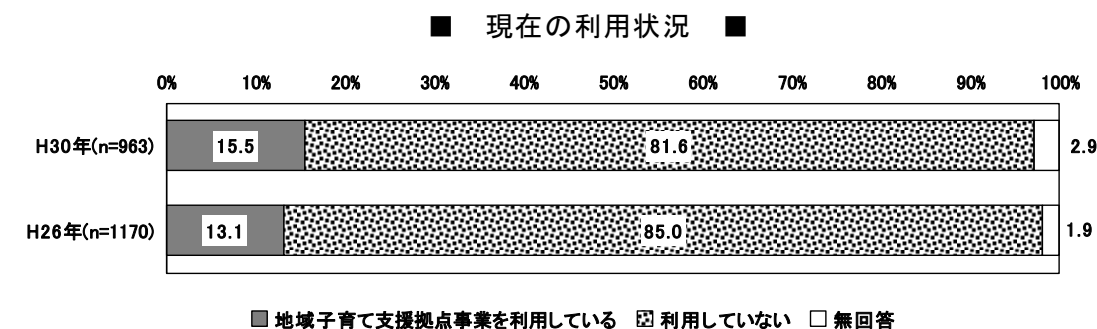
低学年(1～3年生)の間は利用したい 高学年(4～6年生)になっても利用したい 利用する必要はない 無回答

※前回は5歳以上全員を対象としていますが、今回は小学校低学年及び高学年で、放課後児童クラブ（学童保育）又は保育所の学童保育を利用したいと回答した人を対象としているため、図示するのみとします。

◆地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前）

地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況を見ると、13.1%から15.5%に若干増加しています。

今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が19.0%から17.8%へ、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が5.7%から6.5%となっており、合計した利用意向は、前回調査から大きな変化はみられません。

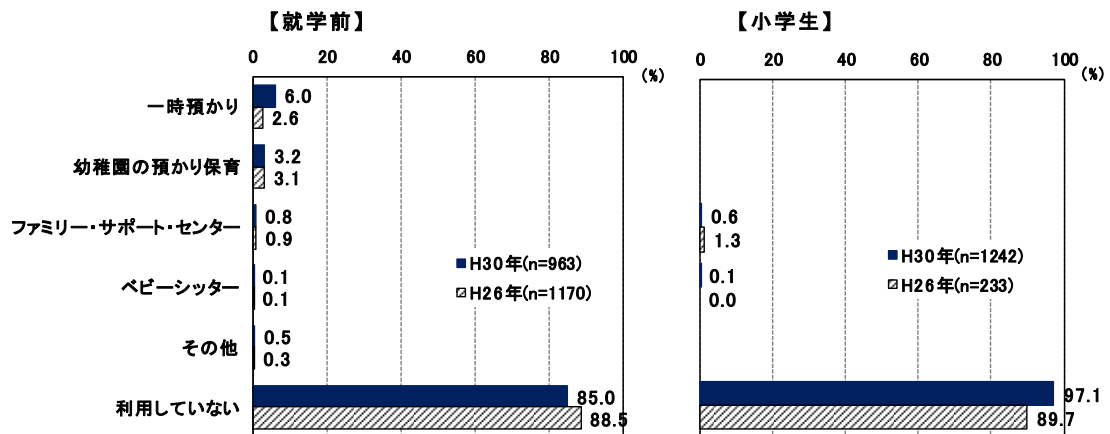


◆不定期の幼稚園・保育所等のサービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

(1)過去1年間に家族以外に一時的に預けたこと

この1年間で、定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育サービスの利用状況には、大きな変化はみられません。

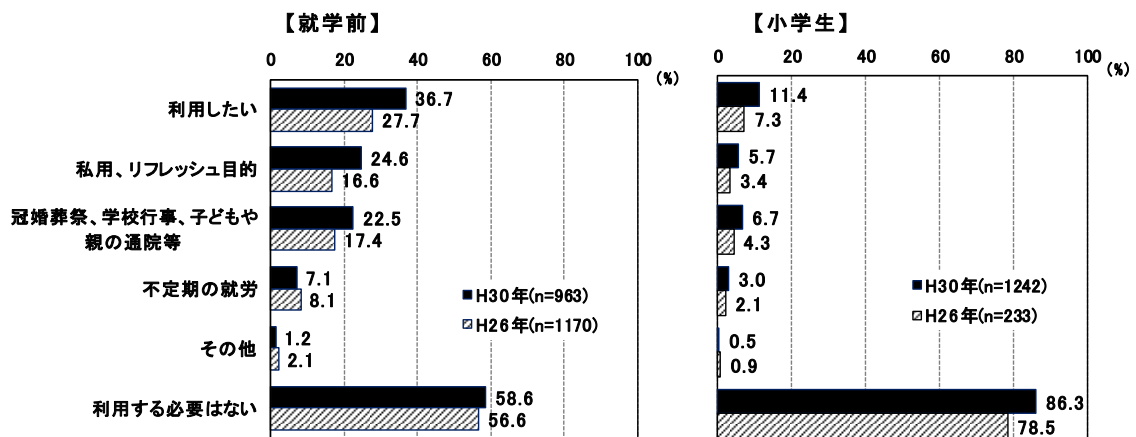
■ 不定期の利用状況 ■



(2)一時預かり等を利用したい目的

一時預かりや幼稚園の預かり保育等のサービスを、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で「利用したい」は、就学前では 27.7%から 36.7%へ 9.0 ポイント、小学生では 7.3%から 11.4%へ 4.1 ポイント増加しています。

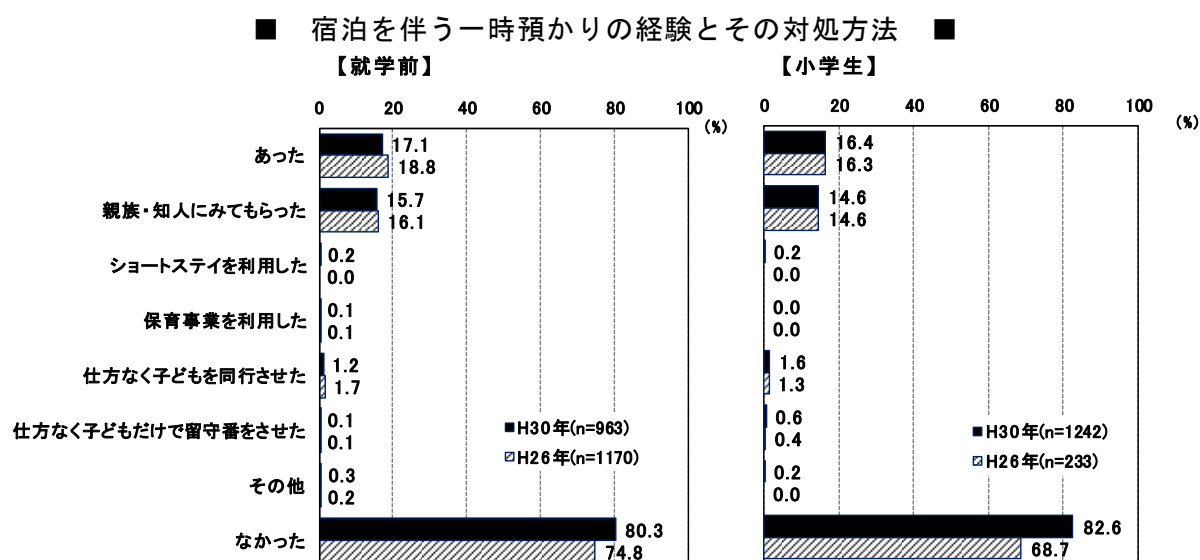
■ 利用の必要性とその目的 ■



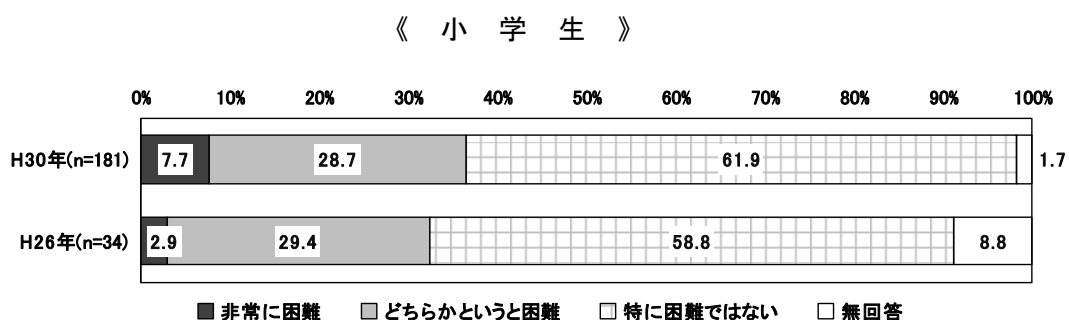
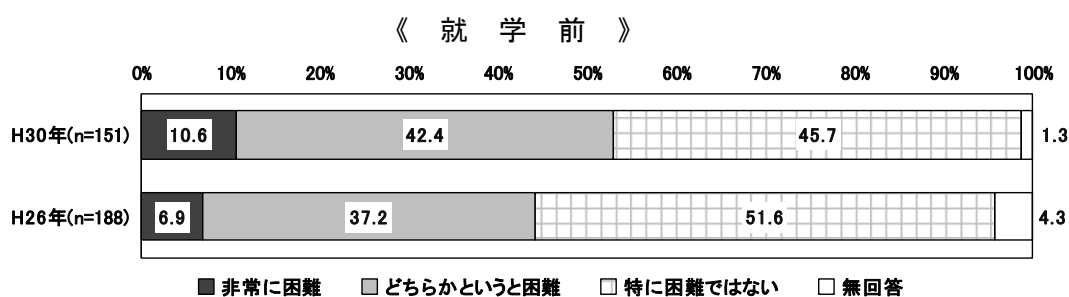
(3) 宿泊を伴う一時預かり

この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことの経験については、前回から大きな変化はみられません。

ただ、その対処方法として、親族・知人にみてもらうことについては、前回よりも困難度は増えています。



■ 親族・知人にみてもらうことの困難度 ■



2 益田市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年3月28日

益田市条例第13号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置等）

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担当事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、同表に掲げるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則（平成25年12月25日条例第26号）

略

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
市長	益田市子ども・子育て会議	市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により市の特定教育・保育施設等の利用定員の設定及び益田市子ども・子育て支援事業計画の策定等に関し意見を述べ、並びに市の子ども・子育て支援施策の総合かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査し、審議すること。	20人以内 1 子どもの保護者 2 子ども・子育てに関わる各種団体を代表する者 3 子ども・子育てに関する事業に従事する者 4 子ども・子育てに関し識見を有する者 5 その他市長が適当と認めるもの	2年	出席委員の過半数

3 益田市子ども・子育て会議設置規則

平成26年1月9日
益田市規則第1号
改正 平成30年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例（平成25年益田市条例第13号）第3条の規定に基づき、益田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事にあたり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉環境部子ども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成30年4月1日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

4 委員名簿

益田市子ども・子育て会議 委員名簿

	氏 名	所属／役職	備 考
1	山 下 由紀恵	島根県立大学人間文化学部 教授	
2	田 中 文 仁	益田市保育研究会 会長	【会長】
3	益 田 真 典	益田市保育研究会保護者会連合会 顧問	
4	永 見 勝 徳	益田市私立幼稚園連合会 代表	～令和元年 12月 31日
	中 村 奈穂美	益田市私立幼稚園連合会 会長	令和 2年 1月 1日～
5	島 内 勝 志	益田市私立幼稚園PTA連合会 会長	
6	石 橋 俊 哉	認定こども園 地方裁量型 代表	【副会長】
7	山 本 喜久子	産後母子デイケア事業 代表	
8	大 石 学	益田市小中学校長会 代表	
9	佐 伯 紀 和	益田市小中学校 PTA 連合会 会長	
10	田 中 健	益田市公民館長会 代表	
11	高 島 尊 子	益田市放課後児童クラブ支援員の会 会長	

5 用語解説

用語	説明
ア行	
アウトメディア	テレビやDVD、ゲーム、インターネットなどの電子メディア(媒体)に触れないで過ごすことです。
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育を必要としない子ども)の認定を受けた就学前子どものことです。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所などの場所で一時的に預かる事業です。 一般型、余裕活用型、幼稚園型、訪問型があります。
一時保育事業	保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業です。
延長保育	保護者の就労時間の長時間化等に対処するため、通常の保育時間(基本は11時間)を超えて行う保育サービスです。
カ行	
休日保育	休日(日曜日、祝日)に、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育するサービスです。
教育・保育施設	認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のことです。
子育てサロン	子育て中で不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換等を通じて子育てを楽しみ仲間づくりを行う場所です。
子育て支援センター	子育て中の家族が気軽に親子で集える施設です。相談・交流・学習の場や子育てに関する情報の提供などを行います。
子育てパートナー支援事業	地区の公民館を中心に学校と連携しながら、豊かな学習活動や自然と触れ合う体験活動を通じて、地域ぐるみの子育て体制を整備します。(通学合宿等)
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に可決・成立しました。
サ行	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)のことです。
事業所内保育施設	企業の従業員や病院の看護師などの福利厚生のため、職場内や職場の近くに設置された事業所の従業員の子どものための保育施設です。
ショートステイ事業	保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で数日預かる事業です。
タ行	
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。
ナ行	
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)のことです。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく、県の認可を受けていない保育施設を認可外保育施設といいます。保育料、定員、受入れ年齢などについては各々で異なります。
認可保育所	国が定める基準に適合した施設で県の認可を受けた施設です。保護者の就労や病気など家庭で子どもを見ることができない場合に、保護者に代わり保育する施設です。
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

用語	説明
ハ行	
病児・病後児保育	病気または病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、または保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育するサービスです。
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と援助してあげようという人が会員となり、一時的な子どものお世話を有料で行う事業です。 (放課後児童クラブや保育施設までの子どもの送迎などがあります。)
ふるさと教育の推進	教育・保育施設が小学校と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通じてふるさとを愛する意識の醸成等の取り組みを支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
保育所の学童保育	保育所等で、就労などにより昼間保護者のいない家庭の小学校児童を保育します。
放課後子ども教室 (ボランティアハウス)	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。
放課後児童クラブ	就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童(1～6年)に対して、小学校等において、支援員が児童の健全育成にあたる事業です。
マ行	
メディアリテラシー教育の推進	「子どもとメディア」の問題への対策として、保幼こ小が連携して電子メディアへ依存しない生活への啓発を行うとともにアウトメディアを推進します。
ヤ行	
幼稚園	学校教育法に基づいて設置されている教育機関です。原則、満3歳からを対象とし、保護者の就労の状況にかかわらず入園できます。
幼稚園の預かり保育	地域の実態や保護者の希望に応じて通常の教育時間を超えて幼児を預かるサービスです。
ラ行	
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていく事業です。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

6 子育て支援関連事業一覧

基本施策	事業番号	主要事業・	事業内容
多様な子育て支援サービス環境の整備	1	子育てサロンの拡充・支援 【子育て支援センター】	子育ての中で不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談、情報交換等を通して、子育てを楽しむ仲間づくりを行う場を提供します。
	2	地域子育て支援拠点事業の推進 【子育て支援センター】	子育て支援の拠点施設として子育てしやすい環境を整備し、子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談でき、子育てに関する学習の場や情報の提供を行い、子育て負担軽減に努めます。
	3	ファミリー・サポート・センターの事業 【子育て支援センター】	育児等の援助を「受けたい人」、「援助する人」がお互い会員となって、一時的に子どもを預かる（有料）会員組織。広く事業内容を周知し、提供会員を増やすとともに、事業周知と利用しやすい環境を整備します。
	4	子育て短期支援事業（ショートステイ） 【子ども家庭支援課】	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などに児童を入所させ、養育・保護を行い、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。
	5	特別保育サービスの実施 【子ども福祉課（保育）】	保護者の就労形態の多様化等に伴う利用者の需要に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・延長保育事業・>保育所の開所時間を超えた保育の提供 ・一時保育事業・>保護者等の疾病などによる一時的な保育の提供 ・休日保育事業・>日曜日及び祝日に保育を提供 ・障がい児・発達促進保育事業・>障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施 ・病児・病後児保育事業・>病気または病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、または保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する事業 ・低学年受入れ事業・>小学校1年生から3年生までの低学年児童を一時保育の場等を活用して受け入れる事業
	6	幼稚園における保育サービスの充実 【子ども福祉課（保育）】	保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した幼稚園における保育サービスの充実を図ります。 ・預かり保育事業の推進・>始業前・終業後・土曜日及び長期休暇中の「預かり保育」を実施
	7	保育所や認定こども園等の整備 【子ども福祉課（保育）】	高齢化による幼稚園、保育所の建て替え等の要望や認定こども園に移行を考えている保育所・幼稚園について、実際のニーズに沿った施設整備を行うことを推進します。
	8	保育所・幼稚園における保育サービスの充実 【子ども福祉課（保育）】	保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・保育所、幼稚園の連携・交流の推進

基本施策	事業番号	主要事業・	事業内容
地域における子どもの居場所づくりの推進	9	放課後児童クラブの充実	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備等を図り、1～6年生の受け入れ態勢を維持します。 放課後子ども教室との連携 放課後児童クラブ間の情報交換を進める交流ネットワークづくりのための支援（放課後児童支援員連絡会の定期開催）
		【子ども福祉課（児童）】	
	10	放課後児童クラブ施設の整備	利用児童数の増加に対応するため、活用可能教室や公的施設を活用した施設整備を推進します。
		【子ども福祉課（児童）】	
	11	放課後児童クラブにおける支援内容の充実	放課後児童支援員の指導内容の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもへの接し方や指導方法を学ぶ研修の実施 資質向上研修会の実施
		【子ども福祉課（児童）】	
	12	地域で育む子育て支援ネットワークの充実	地域ぐるみで子どもの育成の在り方、学社連携、融合の総合的推進を図るために、子育て支援ネットワーク体制をつくります。
		【社会教育課】 【子ども福祉課（児童）】	
	13	子育てパートナー支援事業の実施	地区の公民館を中心に学校と連携しながら、豊かな学習活動や自然と触れ合う体験活動を通じて、地域ぐるみの子育て体制を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 通学合宿の開催
		【社会教育課】	
	14	放課後子ども教室の実施	異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> つろうて子育てプロジェクト（TKP）の実施 放課後児童クラブと連携した開催
		【社会教育課】	
【子ども福祉課（児童）】			
15	子ども会活動の支援	体験活動や研修会を通じて、地域の方との交流や親子がふれあうことにより、子どもたちの自主性や協調性を養うことができる子ども会活動を支援します。	
	【社会教育課】		

基本施策	事業番号	主要事業・	事業内容
母親と子どもの健康の確保	16	母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実 【子ども家庭支援課】	母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の状況把握に努め、適切な保健指導等の充実を図ります。
	17	妊婦健康診査 【子ども家庭支援課】	安全な分娩と健康な子の出産のため、医療保険が適用されない妊婦健診の費用を助成し、妊婦の健康管理の向上を図ります。 ・医療機関での健康診査（14回分）の公費負担を行います。
	18	妊娠中における産前教室の開催 【子ども家庭支援課】	妊婦とその家族を対象に安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、健康面や栄養、歯科口腔保健に対する情報や参加者同士の交流を行う産前教室を開催します。
	19	乳児家庭全戸訪問事業の実施 【子ども家庭支援課】	乳児と母親の健康状態の状況確認や育児相談を充実します。 ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭の訪問実施（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
	20	乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診の実施 【子ども家庭支援課】	乳幼児の健康診査と歯科健診を実施します。 ・乳児、1歳6か月、3歳で健康診査、2歳で歯科健診を実施
	21	発達クリニックの実施 【子ども家庭支援課】	発達支援が必要と思われる乳幼児に対して、専門医師等による相談を行い、適切な支援を行います。
	22	予防接種の推進 【子ども家庭支援課】	予防接種の接種率向上を図ります。
	23	基本的な生活習慣と食育の推進 【子ども家庭支援課】	生涯にわたり、多くの人々や自然とのつながりの中で、「食」を知り、感じ、育む食育を推進するため、親子クッキング教室、地域・世代間交流の活動を通じ、食の楽しさ・マナーなどを学び、豊かな心を育てる取り組みを実施します。
	24	妊娠出産包括支援体制の充実 【子ども家庭支援課】	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目ない支援ができるよう、子育て世代包括支援センターの設置、産後ケア事業を実施します。
子育ての悩みや不安への支援	25	相談体制の充実 【学校教育課】	・スクールカウンセラーによる相談の実施
		相談体制の充実 【子ども家庭支援課】	「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」による相談支援の実施
		相談体制の充実 【健康増進課】	・まず健康ダイヤル24（健康医療電話相談）の実施
		相談体制の充実 【子育て支援センター】	・子育て支援センターでの相談の実施
		相談体制の充実 【社会教育課】	・子ども若者支援センターによる相談の実施
	26	様々な相談支援体制の整備 【子ども家庭支援課】	妊娠中・子育て中の身近な良き支援者として母子保健推進員、委嘱助産師事業を実施します。
	27	家庭教育力の向上 【学校教育課】	子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見直し、子どもの発達段階に応じた子育てと親育ちについて学ぶ機会や情報を提供することにより、家庭の持つ教育力を高めます。 ・就学時健診や入学説明会時に、よい生活習慣を身につける指導の実施
	28	外国人保護者に対する支援 【子ども福祉課（保育）】	外国人保護者の家庭が増加傾向にある中で、一般的な子育てに対する不安に加え、言葉や文化・習慣の違いによる課題等があり、外国人の子育て家庭に対する支援を行います。 ・ニコニコの部屋の実施

基本施策	事業番号	主要事業	事業内容
子育ての悩みや不安への支援	29	子育て家庭への手当の支給 【子ども福祉課（児童）】	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる環境が整えられるよう子育て世帯に対し手当の支給を行います。 ・児童手当の支給
		子育て家庭への医療費の助成 【保険課】	・乳幼児等医療費助成制度による医療費の助成
		子育て家庭への医療費の助成 【保険課】	・児童医療費助成制度による医療費の助成
	30	保育料の負担の軽減 【子ども福祉課（保育）】	新制度に移行する教育・保育施設における保育料の一部を軽減できるよう検討します。
		奨学金貸付制度の充実 【教育総務課】	児童等の就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費等に於ける奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
	就学前教育・保育の体制確保	32	幼稚園に対する運営支援 【子ども福祉課（保育）】
小規模保育所に対する運営支援 【子ども福祉課（保育）】			中山間地域に開設している保育施設については、入所児童数の減少により厳しい施設運営を行っているところもあり、受入体制の維持を図るため、引き続き支援を行います。
34		幼児教育の受入体制の充実 【子ども福祉課（保育）】	幼稚園の維持、認定こども園への移行を支援していきます。
		保育の受入体制の充実 【子ども福祉課（保育）】	待機児童を出さないように、保育の受入体制を充実します。また、認定こども園への移行を支援していきます。 ・認可保育所の定員の適正化 ・認定こども園化による受入れ児童拡充に向けた支援 ・保育所等の一時保育実施体制の維持
36		教育・保育の質向上のための研修の充実 【子ども福祉課（保育）】	教育・保育の専門性を高め質の向上を図るため、必要とされる専門スキルを持った人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。
		地域ぐるみの教育システムの構築 【教育総務課】 【社会教育課】	学校等の校種間連携や学校、家庭、地域、関係諸機関等との連携、協働での教育の振興を図り、教育施策の推進を図ります。
保幼こ小の連携	38	保幼こ小連携による情報共有・相互理解の推進 【学校教育課】 【子ども福祉課（保育）】	保幼小連絡協議会を開催し、情報の共有により共通認識を持つことで相互理解に努め、課題等の解決に向けて取り組んでいきます。また、保幼こ小の連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方を工夫します。
		ふるさと教育の推進 【社会教育課】 【子ども福祉課（保育）】	教育・保育施設が小学校と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通してふるさとを愛する意識の醸成等の取り組みを支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
	40	中高生の保育体験プログラムの推進 【子ども福祉課（保育）】 【学校教育課】	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。
		メディアリテラシー教育の推進 【学校教育課】 【子ども家庭支援課】	「子どもとメディア」の問題への対策として、保幼こ小が連携して電子メディアへ依存しない生活への啓発を行うとともにアウトメディアを推進します。

基本施策	事業番号	主要事業	事業内容
配慮が必要な子どもへの支援	42	障がい児通所支援事業の実施	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
		【障がい者福祉課】	
	43	発達障がい、就学上の配慮を有する児童・生徒への支援の充実	発達障がいと思われる児童・生徒に対する適切な指導を充実します。 ・特別支援学級等への支援体制の充実 ・専門医、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター等による研修会の開催
		【学校教育課】	
	44	放課後児童クラブへの配慮が必要な子どもの受け入れ	配慮が必要な子どもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。 ・配慮が必要な子どもの放課後児童クラブへの受け入れ促進
		【子ども福祉課（児童）】	
	45	保育所・認定こども園・幼稚園等への配慮が必要な子どもへの対応保育士・幼稚園教諭の配置	保育所・認定こども園・幼稚園等において、配慮が必要な子どもの状況に応じた適切な指導の実施に努めます。 ・配慮が必要な子どもに対応する保育士 ・幼稚園教諭の配置や補助の実施
		【子ども福祉課（保育）】	
	46	配慮が必要な子どもについての研修	自閉症、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)等に対する教職員の資質向上を図るとともに、特別支援教育の実施に向けた環境づくりを進めます。また、未就学施設においても配慮が必要な子どもについての研修会を開催します。 ・保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブで指導方法等に関する研修を実施
【学校教育課】			
【子ども福祉課（保育・児童）】			
47	発達相談の充実	子どもの発達に不安を抱える保護者及び関係者を対象に、関係機関と連携して、子どもの発達を支援します。	
	【子ども家庭支援課】		
48	障がい児のための相談体制の充実	障がい児が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、相談支援体制を整備し相談支援事業の充実を図ります。 ・地域生活支援事業等の実施 ・障がい者自立支援協議会の開催 ・ニコニコの部屋の実施【再掲】	
	【障がい者福祉課】		
	【子ども福祉課（保育）】		
49	特別児童扶養手当の支給等	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児(者)の福祉医療費助成制度による医療費の助成	
	【障がい者福祉課】		
要保護児童等への支援	50	養育支援訪問事業の実施	乳児の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、看護師等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。
		【子ども家庭支援課】	
	51	虐待防止ネットワークの充実	虐待防止ネットワークについて、福祉・医療・保健・教育等の関係者により組織する要保護児童対策地域協議会を中心に各関係機関と連携を深め、総合的支援の充実を図ります。
【子ども家庭支援課】			
52	相談体制の充実	母親などの育児不安や虐待等の問題に早期に対応するため、相談体制を整えます。 ・子ども家庭総合支援拠点による相談・支援の実施	
	【子ども家庭支援課】		

基本施策	事業番号	主要事業	事業内容
ひとり親家庭等の自立支援の推進	53	ひとり親家庭への就業の促進	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。 <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭高等技能訓練促進給付金の支給 自立支援教育訓練給付金の支給 母子家庭等における未就学児の保育所入所についての優先利用
		【子ども福祉課（児童）】	
	54	ひとり親家庭等を対象とした親子交流事業への支援	ひとり親・障がい児を育てる家庭等を対象としたふれあいサロン「ニコニコの部屋」を活用した親子ニコニコ交流日事業への支援を行います。
		【子ども福祉課（保育）】	
	55	児童扶養手当の支給等	ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給 交通遺児手当給付費の支給 小・中学校入学支度金の支給 ひとり親家庭の福祉医療費助成制度による医療費の助成
		【子ども福祉課（児童）】 【障がい者福祉課】	
ワーク・ライフ・バランスの推進	56	事業所内保育施設（地域型保育事業）の新設推進	勤務形態に応じた保育が可能となる事業所内保育施設の設置を働きかけます。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所向けの支援制度の紹介
		【子ども福祉課（保育）】	
	57	しまね子育て応援パスポート事業への協力	県事業しまね子育て応援パスポート事業（こっころカード）推進へ協力することにより、子育て家庭への応援及び当該事業に協賛する店舗のイメージアップに貢献します。
		【子ども福祉課（児童）】	
	58	しまね子育て応援企業認定制度への協力	県事業しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度普及のため支援協力することにより、子育て中の男女が共に働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、企業にとって優れた人材の確保に貢献します。
		【産業支援センター】 しまね子育て応援企業認定制度への協力 【子ども福祉課（児童）】	
59	働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）のために、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度の定着・促進、男性の取得促進 勤務時間の短縮等の普及・啓発 再雇用制度の普及・啓発 マタニティ・ハラスメント防止の啓発 	
	【子ども福祉課（児童）】		
60	男女共同参画計画の推進	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すような意識改革と仕事と家庭の両立を支える環境づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画の推進 男女共同参画啓発関連講座や講演会の開催 市広報やホームページなどによる男女共同参画社会実現に向けた啓発 	
	【人権センター】		

7 推計人口表

■推計人口表■

	実測値						推計値					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	388	352	329	321	344	320	298	287	278	269	262	253
1歳	392	406	351	336	328	352	327	304	293	284	275	268
2歳	371	404	406	352	342	332	356	331	308	297	288	279
3歳	416	374	405	401	349	339	331	355	330	307	296	287
4歳	407	422	380	414	401	355	344	335	359	335	311	300
0～4歳	1,974	1,958	1,871	1,824	1,764	1,698	1,656	1,612	1,568	1,492	1,432	1,387
5歳	398	416	426	363	411	403	354	343	334	358	334	310
6歳	424	398	419	425	365	405	402	353	343	333	357	334
7歳	397	437	401	415	425	367	407	404	355	345	335	359
8歳	417	398	428	399	412	423	364	404	401	353	343	333
9歳	428	420	394	421	399	415	422	363	403	400	352	342
5～9歳	2,064	2,069	2,068	2,023	2,012	2,013	1,949	1,867	1,836	1,789	1,721	1,678
10歳	394	429	426	387	420	397	415	422	363	403	400	352
11歳	469	399	421	420	390	422	396	414	421	362	402	399
12歳	432	465	396	427	415	392	421	395	413	420	361	401
13歳	493	434	465	393	423	417	392	421	395	413	420	361
14歳	423	494	430	465	395	425	418	393	422	396	414	421
10～14歳	2,211	2,221	2,138	2,092	2,043	2,053	2,042	2,045	2,014	1,994	1,997	1,934

- 将来人口の推計に当たっては、「コーホート要因法」によって行いました。

「コーホート要因法」とは、ある基準年次の男女別、年齢別人口を出発点とし、これに仮定された女子の年齢別出生率、出生性比、男女年齢別生存率、男女年齢別人口移動率を適応して将来人口を推計する方法です。

すでに生まれている人口については、基準人口（男女年齢別）から出発して将来年次の生存数、移動数を求め、将来人口を計算し、また、新たに生まれる人口については将来の出生者数を計算して、その生存率、移動率を求め、将来の人口を計算するという方法です。

総人口は男女、年齢別人口を合計することによって求められます。

- 推計にあたっては、2013年(平成25年)～2019年(平成30年)3月31日現在の住民基本台帳に基づく男女各歳別人口を用いています。
- 「出生率」、「出生性比」、「生存率」等は国立社会保障・人口問題研究所の諸資料を用いました。

第2期益田市子ども・子育て支援事業計画

発行／令和2年3月

発行者／島根県 益田市

問合せ先／益田市 福祉環境部 子ども福祉課

〒698-0024 島根県益田市駅前町17番1号

益田駅前ビルEAGA 益田市立保健センター内

TEL (0856) 31-1380 (直通)
